

近代日本における官吏の衆議院議員兼職制度に関する研究（六）  
——明治三十二年選挙法規定の成立とその実施状況——

石川 寛

目次

序章

第一章 明治前期の官吏の議員兼職制度に関する議論

第一節 明治初期の憲法諸草案

第二節 国会開設の勅諭

第三節 伊藤博文の欧州における憲法調査

第四節 国会開設の勅諭後の憲法諸草案

第二章 明治三十二年選挙法の制定過程

第一節 選挙法草案作成直前の議論

第二節 明治三十二年選挙法草案の作成過程と西欧法の検討と取捨

第三節 枢密院における選挙法諮詢案の審議

第四節 明治三十二年選挙法公布後の条文解釈

第三章 帝国議會開設後の国内政治の変転と官吏の衆議院議員兼職制度

第一節 明治二二年選挙法下の状況

一 第一回総選挙及び第二回総選挙の結果

二 第二次伊藤内閣下の総選挙と選挙法改正諸法案審議（以上第一八八―第一九二号）

三 第二次松方内閣の猟官運動と第三次伊藤内閣の選挙法改正法案審議

四 第一次大隈内閣の猟官運動と第二次山県内閣の選挙法改正法案審議

五 第二次山県内閣の文官任用令改正と選挙法改正法案再審議（以上本号）

第二節 明治三三年選挙法下の状況

第三節 大正八年選挙法下の状況

終章

第三章 帝国議會開設後の国内政治の変転と官吏の衆議院議員兼職制度

一 第一回総選挙及び第二回総選挙の結果（承前）

二 第二次伊藤内閣下の総選挙と選挙法改正諸法案審議（承前）

三 第二次松方内閣の猟官運動と第三次伊藤内閣の選挙法改正法案審議

第二次松方内閣は、政党との融和から、衆議院議員が官吏を兼職する者を多数出現させた。その総数は一五名で、新井章吾（拓殖務省北部局長）、石田貫之助（富山県知事）、柏田盛文（千葉県知事）、蒲生仙（内務省北海道局長）、中村彦次（島根県知事）、三崎亀之助（内務省県治局長）、湯本義憲（岐阜県知事）の七名が自由党から就官し、尾崎行雄（外務省勅任参事官）、菊池九郎（山形県知事）、肥塚龍（農商務省鉱山局長）、武富時敏（農商務省商工局長）、高田早苗（外務省通商局長）、波多野伝三郎（福井県知事）、宗像（田村）政（埼玉県知事）、室孝次郎（愛媛県知事）の八名が進歩党から就官した。

この後、明治三十一年一月二日に、再度、伊藤が政権を担当し、組閣に際して、伊藤も「挙国一致」の体制を作り出すため、進歩党と自由党の二大政党との提携を考え、大隈と板垣兩人に入閣を打診した。この打診に対し、両者とも内相入閣を望んだが、伊藤は、総選挙を目前にして公平を期するという理由からこれを拒否し、両者の入閣はならなかった。しかし、組閣後、伊東巳代治農商務相の奔走で、自由党との暗黙の提携がなされた。第三次伊藤内閣は、第一一議会の明治三〇年二月二五日に、鈴木重遠（同志会）外二七名による内閣不信任決議案の提出を受けて、衆議院解散が断行されたため、総選挙実施が最初の仕事となった。総選挙に際して、伊藤は、明治三一年二月七日の枢密院審議を経て、九日、緊急勅令として、「刀剣銃砲槍戟仕込刀剣仕込銃竹槍棍棒其他人ヲ殺傷スルニ足ル物件携帯禁止ニ関スル件」（勅令二二号）を公布した。この勅令は、選挙運動における暴力・脅迫行為を禁じ、違反事実の認定を「憲兵又ハ警察官」に委任して、選挙運動を取締まるというものであった。<sup>2)</sup>

第五回総選挙は、明治三十一年一月二二日の総選挙施行詔勅を受けて、三月一五日に行われた。この総選挙の争点は、戦後経営における「積極方針乎消極方針乎」すなわち「増税乎非増税乎戦後経営完成乎戦後経営縮小乎」<sup>3)</sup>であった。全国各地方の選挙に関する報告によれば、前回に比して「投票売買」すなわち「金銭を散じて当選を買はん

とする候補者」<sup>(4)</sup>が多くなったことが最大の弊害であった。候補者総数は六〇三名であり、その内、官吏の候補者総数は六八名で、前回よりも二割強減少している。官吏の候補者の選挙結果は、当選四三名・落選二五名で、現職官吏の当選者は一名のみで、落選者はなかった。

現職当選者

滝口帰一（奈良県高市郡長・自由党・奈良県・同第二区）

また、総選挙前六ヶ月以内に官吏を辞職し、当選した者は五名で、落選者は四名であった。

当選者

堀田連太郎（農商務省鉱山局長心得・進歩党）

永井謙蔵（千葉県君津郡長・進歩党）

小磯進（山形県最上郡長・山下倶楽部）

長坂重孝（愛知県知多郡長・山下倶楽部）

滝口帰一（奈良県高市郡長・自由党）

落選者

大石正巳（農商務次官） 高田早苗（外務省通商局長）

大淵龍太郎（熊本区裁監督判事） 室孝次郎（愛媛県知事）

議会における院内交渉団体の所属数は、自由党九八名、進歩党九一名、国民協会二六名、山下倶楽部四八名、同志倶楽部一四名、無所属二三名であった。第一党の自由党は板垣の入閣を要求したが、四月一三日の閣議で井上馨蔵相が強硬に反対したため実現せず、政府と自由党の間に入っていた伊東農商務相は翌日辞表を提出し、自由党は

四月一八日の総会で伊藤内閣との提携断絶を決定した。<sup>(5)</sup>この後、内閣は対議会策を論じ、松岡康毅内務次官は、五月一〇日の日記で「余、大臣ニ書面ヲ以テ、中立議員待遇決定ヲ要スルコトヲ促ス、又、議員選挙法改正ニ、一府県一選挙区ト為セハ、自由党全勝タラン、尤注意スヘシ、何トナレハ、一郡之名望家等ハ決シテ当選ヲ得サレハナリ」と記し、第一二議会に第三次伊藤内閣が提出する後述の選挙法改正法案については、「改正案ノ骨子ハ、納税資格ヲ降スト、一府県ヲ一選挙区ト為ニ在リ、法制局員皆非之、余亦大ニ非之、橋本久太郎高崎親章亦同之、省中一木・井上皆同」<sup>(7)</sup>と記している。この状況の中、四月三日に発布された会期二日間とする召集詔勅を受けて、第二議会が五月一九日に開会された。会期中の五月二一日には、全一〇六条からなる最初の政府提案である選挙法改正法案が議会に提出された。<sup>(8)</sup>この改正法案は、商工業者や都市部の経済的比重が高まったことに対応して、梅謙次郎法制局長官が「世運ノ進歩ニ伴ヒ従来ノ實驗ニ徴シ本法改正ノ必要アルヲ認ム」<sup>(9)</sup>とする改正理由書を付して、五月一七日に閣議に諮り、五月二〇日の枢密院審議を経た改正法案である。「官吏の議員兼職」に関わる条文は次の通りである。

第十三條 左ニ掲クル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者モ亦同シ

一 政府ヨリ保護ヲ受クル會社ノ重役及事務擔當員

二 直接間接ヲ問ハス政府事業ノ請負ヲ爲ス者

第十四條 選舉事務ニ關係アル官吏公吏ハ其ノ關係區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者

モ亦同シ

第十五條 宮内官裁判官會計検査官収税官及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 前條ニ掲クル外ノ官吏ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

主な改正点は、①選挙権の納税資格を直接国税一五円以上から地租五円以上あるいは所得税ないし営業税三円以上、または所得税と営業税を合算して三円以上に引き下げたこと(第八条)、②被選挙権の納税資格を無条件にしたこと(第一〇条)、③選挙区は市を独立選挙区とし、市以外は各府県を通じて一選挙区とする大選挙区制を採用したこと(第二条)などが挙げられる。すなわち、伊藤は、商工業者の参政権を中心に拡大するとともに、市部独立選挙区を創設し、郡部は大選挙区単記制とすることで、地主層を基盤の中核とする自由党と進歩党を抑制することを念頭に置いていたと考えられる。また、「官吏の議員兼職」については、第一五条及び第一六条から完全な兼職禁止の考え方を採用しており、明治二二年選挙法の内容を否定した内容であった。この考え方の変化は、日清戦争後に顕在化した政党側の政府への協力に伴う猟官運動を牽制するとともに、第五回総選挙までの兼職制度の運用状況を考慮に入れたものではないかと推察される。<sup>11)</sup>この改正法案の第一読会は五月二五日に始まり、伊藤は、第一読会で「國勢ノ結果、自ラ人民ノ負擔ヲ増サザルヲ得ヌ状勢ニ趨イテ參ッテ居リマスニ依ッテ、之ト相伴フテ參政ノ權ヲ擴張スルコトノ必要ヲ認メマシタ」と述べて、この改正法案が、大幅な増税案の衆議院通過を実現する政治的代償として、納税資格要件の低減や地租増徴を支持する都市商工業者への優遇措置の意味をもっていることを示唆した。第一読会后、この改正案は審査特別委員会に付された。

委員会は五月三〇日より開かれ、前述の条文案に関する委員会での議論は、第一三条第一項及び第二項そして第一六条についてなされている。

第一に、第一三条第一項については、「政府ヨリ保護ヲ受クル會社」の定義が議論となった。まず、並河理二郎委員(山下倶楽部)が「各縣ノ農工銀行」が含まれるかを質したのに対して、梅謙次郎政府委員(法制局長官)は「這入ラヌ積デアリマス」と回答した。この後、齋藤信太郎委員(山下倶楽部)は「農工銀行ハ別ト云フコトハ府

縣へ国庫ヨリ補助ヲスルト云フ意味カラ直接デナイカラ、是ハ取除ケト云フコトデ」「日本銀行ト日本鐵道會社或ハ日本郵船會社等ノモノヲ指ス目的デ、特別其補助等ヲ與ヒマスモノダケヲ指シタモノ」かと確認したのに対して、梅は「御見解ノ通り」「農工銀行ハ直接ノ保護ヲ受ケテ居ルモノト認メマセヌ」と答えた。<sup>14)</sup>

次に、第一三條第二項であるが、この案が一番多く質疑されている。まず、市島謙吉委員（進歩党）は、この案を「至極結構」としたが、「直接間接」の「見分ケヲ實地ニ於テドウ致ス」<sup>15)</sup>のかと質したのに対して、梅は「特定ノ標準ヲ設ケルト云フコトハ出来マセヌデ、止ムヲ得ズ漠然ト直接間接ト云フコトニ致シタ」<sup>16)</sup>と回答した。この回答に対して、市島委員は「詰リ司法官ノ見込ミニ委ス」のかと再度質問し、梅は「若シ争ニナリマスルト、是ハ裁判デ極マル」と答えた。続いて、前川横造委員（山下俱樂部）の「或ル會社ニ關係ヲシテ居ッテ、其會社ガ官ノ請負事業ヲスル、自分直接ニハ政府ノ請負ヲシナイガ、其自分ガ管理ヲシテ居ル所ノ會社カ請負ヲスルト云フ場合ニハ其重役及事務擔當員ハ被選舉ハナイト云フコト」<sup>17)</sup>かとの質問に、梅は「サウ云フモノマデ含ミマセヌ」「唯今仰ノアリマシタル如キモノハ、ソレハ間接ト云フ字ヲ極廣ク解釋シタラ、或ハ這入ルカ知レマセヌガ、事實ハ決シテ重役ノ事業デハナイノデ、會社ノ事業デ、唯重役ハ會社ノ職員ニ過ギヌノデアリマス、其場合マデモ、包含シテ居ル積リデハナイ」<sup>18)</sup>と回答した。最後に、葉袋義一委員（国民協会）が「其營業者トシテ請負ヲスルト云フヤウナ會社デゴザイセウ、或ハ又随分町村ノ土木事業ノヤウナモノ、請負ヲナス者ハ、一般ノ例ニ依レバ、村長等ガ請負ヲスルコトガゴザイマスガ、サウ云フモノハ這入ッテ居リマスカ」<sup>19)</sup>詰リソウ云フ營業ヲナスベキモノト云フヤウナ區域ガ定マッテ居リマセウカ、又何事デモ町村ガ關スル土木事業ノ如キ請負ヲスレバ、村長ガシテモ、這入ルカサウ云フモノガ這入ラヌト云フ意味」<sup>19)</sup>かと具体的な例を挙げて質問したのに対して、梅は「會社ガ這入ラヌト云フコトハ、實際會社ノ重役ト云フモノハ、自己ノ營業デハナイト云フ所カラ、サウナルガ、會社デナイ以上ハ、何人ガ

請負ヲシテモ這入ル、村長ガ請負ヲシテモ、其村長ト云フ人ハ自己ノタメニ請負ヲスルナラバ、勿論這入りマス」<sup>20)</sup>との見解を述べ、第二項の解釈は請負をなす個人に限定するといふ解釈を示した。

最後に、第一六條については、工藤行幹委員（進歩党）が「斯ウナルト、或ハ國務大臣デモ誰デモ是ハ出來ナイノデアルガ、併シ唯私等ノ茲ニ惑ヒヲ生ズルノハ、政務官國務大臣ノ如キハ、議員ト相兼ネテ居ッテ、何モ差支ナイト思フノデスガ、之ヲ兼ネルコトノ出來ナイコトニシタノハ、ドウ云フ趣意」<sup>21)</sup>かと質問したのに対して、梅は次のように述べている。

御問ノ點ハ、御尤モデゴザイマシテ、是モ大ニ政府デ色々取調べマシタコトデアリマス、如何ニモ随分外國ナンドデモ國務大臣ハ矢張衆議院議員ヲ相兼ネルコトヲ得ルト云フコトハ、例モ幾ラモアリマス、去リナガラ、行政權ト司法權ト云フモノハ、各々獨立ヲシテ參ル上カラシテハ、矢張此國務大臣ト雖モ、議員ト兼ネナイ方ガ宜カラウ、國務大臣ト雖モ、其官吏ト議員ヲ兼ネテ居リマスルト、或ハ選舉干渉トカ云フ弊ガドウモ生ジ易イノデアリマス、成ルベクサウ云フコトノナイヤウニ、公平ニ選舉ヲスルタメニハ、國務大臣デ議員ヲ兼ネルコトガ出來ヌトシテ置ク方ガ宜カラウト云フノデ、是ヲ國務大臣ト雖モ兼ネルコトヲ得ズト云フコトニシタノデゴザイマス

以上の委員会の議論を受けて、六月三日の衆議院本会議で中村弥六委員長（進歩党）が委員会報告をし、「官吏の議員兼職」については次のように述べた。

今日ノ時勢又段々責任内閣ヲ施行スルノ上ニ於キマシテ是デハ不都合ト委員會デハ認メマシテ是ニ於テ官吏ニ致シマシテモガ國務大臣ト法制局長官ト各省次官及各省勅任参事官ハ衆議院議員ヲ相兼ネルコトヲ得ルト云フコトニ致シマシタノガ是レ亦原案ヲ修正シタル所ノ一ツデゴザイマス

続いて、各条文の検討を行う第二読会が行われた。まず、実業派議員である鈴木総兵衛（山下倶楽部）が第一三



条について「政府ヨリ保護ヲ受クル會社ノ重役」に「監査役ヲ含有シテ」いるかを質したのに対して、梅政府委員は「含ンテ居ラウト思ヒマス」とし、持田直（自由党）の「間接ニ政府ノ事業ノ請負ヲ爲ス者」の含意の質問に、梅は「間接ト申シマスルハ主トシテ他人ノ名前ヲ用ヒテ官業——官ノ事業ヲ請負ヒマスルモノ」と答弁した。また、西谷金藏（自由党）の「第一項ニハ農工銀行ノ重役ガ這入ッテ居マスカ」との質問に、梅は「政府ノ保護ヲ受ケル會社トハ云ヘマイ」と答弁した他、「請負」の定義などの文言解釈について詳細な質疑応答がなされた。最後に、星松三郎（進歩党）が第一三条と第一六条の関連について「政府ノ保護ヲ受クルト云フ下デアッタナラバ何レノ點ガ選被選權ヲ有スルコトガ出來ヌト云フ意味カ、斯ノ如キ政府ニ近い關係ヲ持ッテ居ルト云フナラバ役人モ選舉權ヲ有サヌト云フノガ當然デアル」との発言に対して、梅は「官吏ト申スモノハ自己ノ職務外ニ於テハトント權力ノナイモノデ官吏ニ選舉權ヲ與ヘテ置キマシテモ選舉干渉ノ足シニハ餘リナリマセヌ、是ニ反シテ政府ノ保護ヲ受クル會社ノ事務擔當員ハナカナカ社會ニ勢力ヲ有スル者ガ多クシテ随分選舉干渉ノ隔トナル虞ガアル左様ナモノハ選舉權ヲ有セヌト致シマス」と説明した。このような審議の後、片岡謙吉議長（自由党）は「委員ノ修正説ハ第十三條ノ第二項ノ「直接間接ヲ問ハス」ト云フダケガ削除ニナッテ居リマス」との修正を示して採決を取り、「委員ノ修正通ニ決シ」た。そして、六月四日に第二読会の続きと第三読会を行い、衆議院は修正案を可決して貴族院に回付した。

貴族院では、第一読会が六月七日になされ、<sup>23)</sup> 前述の衆議院の委員会での議論から、第一六条は次のように修正された。

第十六條 左ニ掲クル外ノ官吏ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

一 國務大臣

二 法制局長官

三 各省次官

四 各省勅任参事官

審議において、男爵伊達宗敦は、第一三条条文及び同条第一項の条文趣旨を質し、梅政府委員は「政府が選舉ニ干渉スル抔ト云フコトノ出来ナイヤウニスル目的」のために第一三条を設けたと説明した。続いて、伊達が「十六條ニ此政府案デアルト」前條ニ掲クル外ノ官吏ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」即チ十五條ノ宮内官、裁判官、會計検査官及警察官吏ハ被選舉權ヲ得ナイノデアアル、ソレデ其他ノ外ハ衆議院ノ議員ト官吏ト兩方兼ネルコトガ出来ヌノデアリマスカラ詰リ一方選ベト云フコトデ、是モ矢張今ノ御精神ト同ジナノデアリマスナ」と質したのに対して、梅は「左様デゴザイマス」と回答した。伊達は、梅の回答に対して、再度「ソレハドウ云フ譯デ官吏ト衆議院議員ト相兼ルコトハ悪イノデスカ」と質した。これに対し、梅は、次に示す発言のように官吏の大半は大臣の命令に服することを大原則としているため、その官吏が議員を兼職することは、すなわち政府の意向通りに議決をされるように無形の強制力が働く可能性があるため、兼職禁止の考えを採用したのであると回答した。

官吏ハ多ク上ニ長官ヲ頂キマシテ其命ニ服従スベキモノデアアル、又國務大臣ノ如キハ自己ガ責任者デアル場合ニ於テハ無論議員ト意見ノ相容レザル場合ニ於テハ即チ此議員ノ對手トナルベキモノデアアル、然ルニ或ハ議員ニ對シテ、敵手ト云フ言葉ハ穩カデナイカ知ラスガ相手トナルベキ人其人ガ同時ニ議員デアリ又ハ其人若クハ其人ノ次ニ居ル者ノ命ヲ聞イテ職務ヲ執ツテ居ル者ガ同時ニ國務大臣ノ行爲ニ就イテ云々スルト云フ議員ノ中ニ居ルト云フコトハドウモ穩カデナイ、自然サウ云フコトヲ許シテ置キマスレバ動モスレバ其官吏ノ議員ヲ兼ヌル者ニ對シテハ政府ガ、政府ノ都合若クハ政府ノ意見ノ通ニ議決ヲスルヤウニ自然無形ノ強制ヲ行フ恐ガアル、成ル程理窟カラ申セバ役所ニ出テ官吏ノ資格デ働クトキハ長官ノ命ニ從ハネ

バナラスガ議院ニ出レバ最早頭ニ長官ヲ載イテ居ラヌカラ自由ノ意志ヲ發表シテ構ハズ、自由ノ意思ニ依ッテ行動シテ宜シ  
 イトハ申サレマスガ是ハ唯理由一片ノコトデアツテ同ジ人ガ唯此居所ノ違フバカリデ手ノ裏ヲ返スヤウナ働ハ實際ニ於テ出  
 來ヌモノデアリマスカラソレデ官吏ト議員ハ兼ヌルコトヲ止メタ方ガ公平ナル議員ヲ得ルデアラウト云フ考デゴザイマス  
 この政府提出選挙法改正法案は、衆議院で選挙権及び被選挙権の年齢制限を緩和され、独立選挙区に関する若干  
 の修正を加えられたが、六月一〇日、自由党と進歩党が提携して地租増徴案を否決したため、同日議院が解散され  
 て、貴族院に送付されたこの法案は、審議未了のまま葬り去られたのである。

#### 四 第一次大隈内閣の獵官運動と第二次山県内閣の選挙法改正法案審議

第一二議會解散後、平岡浩太郎（山下倶楽部）の斡旋で自由党と進歩党は提携し、明治三二年六月二二日、「藩  
 閥の余弊團結して、朝野の和協を破り、国勢の遲滯を致せり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、断然自由、進歩の兩  
 党を解き、広く同志を糾合して、一大政党を組織し、更始一新、以て憲政の完成を期せんとす」とする宣言書を掲  
 げて、憲政党を結成した。この動きに対して、伊藤は、議會操縦のため直系の政治家・高級官僚を基盤とする政党  
 結成を決意してこの考えを閣議に謀り、金子堅太郎農商務相、井上馨蔵相そして当時特に内閣に列せられていた黒  
 田清隆枢密院議長の賛同を得た。<sup>23</sup>しかし、六月二四日の元老會議で、伊藤の政党結成に対して、山県は「政黨内閣  
 制は我が國體に反し、欽定憲法の精神に悖り、民主政治に隨するものにあらずや。閣下何すれぞ徒黨の鼠輩と伍し、  
 かかる奇矯の擧に出でんとするか」と反対意見を表明し、伊藤は「政黨内閣の可否を論ずるは抑も枝葉末節のみ、  
 要は皇國の進運に資するや否やを顧みるに在り、蓋し山縣君と予とは、憲政に関する根本觀念を異にす、又何をか

いはん。予はその信念に邁往して君國に酬ゆるの道を講ぜんのみ」と決意を示したが、<sup>267</sup>結局、反対の大勢意見に押し切られ、一転して政党結成を断念しなければならなかった。伊藤は、この元老会議終了後直ちに参内し、後継内閣には憲政党の大隈及び板垣かあるいは山県か黒田かのいずれかをと推薦した。翌二五日の御前会議では、後継内閣を引き受ける元老が一人もなかったため、伊藤は、同日午後八時半、首相官邸において、憲政党の大隈と板垣を招いて会見した。<sup>267</sup>この会見で、伊藤は「抑々今日ノ状勢ニ於テ動モスレバ國務ノ阻滯ヲ來スベキ關係アルモノハ何カト云ハバ、誰カ議會ナリト云ハザルモノアラン」と分析し、「薩長ノ黨派ハ最早實利ナシ」であり、「黨派ノ一兵一卒ヲモ有セザル身ナレバ到底議會ニ多數ヲ占メ難キヲ思ヒ、乃チ昨日辭表ヲ畏キ邊ニ捧呈」したと述べた。この伊藤の発言を受けて、「大隈伯ハ君主ノ御信任ニ就キ板垣伯ハ例ヲ警視廳ニ引キテ衆心ノ治メ易カラザル」を問うと、伊藤は「兩伯等ノ行爲之ニ伴フトキハ、追々御信任アラセラル」と大隈に述べ、板垣には「今日ノ行政官ハ殆ンド専門的人物ヲ以テ之ニ任ゼザルベカラザル底ノ進歩ナレバ、大臣ハ何人ガ來ルトモ又其更任ガ頻繁ナルモ敢テ不可ナシト雖モ、一般官吏之ニ適應ノ學識才能ヲ具フルモノナラザルベカラズ、凡ソ行政機關ハ其命令ノ善ク行ハルルヲ以テ主要トシ、之ガ官吏タルモノハ疑懼危殆ノ感ナク、安ジテ其職ニ勉メシムルヲ要ス」と述べて、同日午後一時頃散会した。この後、大隈と板垣に組閣の大命が下され、六月三〇日、第一次大隈内閣が誕生したのである。

この内閣は陸海軍の二大臣を除いた閣僚はすべて憲政黨員からなり、最初の政党内閣ともいうべき画期的なことであった。また、この内閣下において、衆議院議員で大臣を兼職した者は、尾崎行雄(文相)・大東義徹(司法相)・林有造(逓相)・武富時敏(内閣書記官長)・神鞭知常(法制局長官)の五名、官吏を兼職した者は、小野隆助(香川県知事)、加藤平四郎(静岡県知事)、栗原亮一(大蔵省参事官兼監督局長)、肥塚龍(東京府知事)、佐々木正蔵

（農商務省山林局長）、志波三九郎（石川県知事）、重岡薫五郎（外務省通商局長）、柴四朗（農商務次官）、杉田定一（北海道庁長官）、園山勇（長野県知事）、谷河尚忠（高知県知事）、西山志澄（警視總監）、萩野左門（栃木県知事）、箕浦勝人（逓信次官）、山田喜之助（司法次官）の一五名で全て政党員であり、以下の二三名の政党員が猟官運動により各省次官や局長・府県知事となった。<sup>28</sup>

鈴木充美（内務次官） 小倉久（警保局長） 添田寿一（大蔵次官） 柏田盛文（文部次官） 高田早苗（文部省参事官） 志賀重昂（外務省参事官） 伊藤大八（逓信省参事官兼鉄道局長） 山下千代雄（県治局長） 中島又五郎（北海道局長） 堀内賢郎（北海道事務官） 菊池侃二（大阪府知事） 李家裕二（三重県知事） 武内維積（佐賀県知事） 大浦兼武（宮城県知事） 徳久恒範（熊本県知事） 服部一三（広島県知事） 末弘直方（岩手県知事） 草刈親明（群馬県知事） 鳩山和夫（外務次官） 早川鉄治（外務省政務局長） 金尾稜巖（富山県知事） 菊池九郎（農商務省農務局長） 竹内正志（農商務省水産局長）

この体制の下、七月八日の総選挙施行詔勅を受けて、隈板内閣は、前内閣が議会に提出しながら流産した選挙法改正案の罰則部分を「選挙取締ニ関スル罰則ノ件」と題する法案として一八日に枢密院で審議し、翌日、緊急勅令（勅令第一七〇号）として発布した。この間に、憲政党内閣は、政党内閣を批判した警視總監園田安賢を七月一六日に懲戒免官した。しかし、八月一〇日の第六回総選挙に際して憲政党を構成する両党系は、公認候補者決定の基準作成や候補者の決定をめぐって対立を増大させ、選挙の終わりには別々に選挙事務所を設けるようになった。<sup>30</sup>この総選挙の候補者総数は五四八名であり、その内、官吏の候補者総数は六七名で、第五回総選挙とほぼ同数である。官吏の候補者の選挙結果は、当選四五名・落選二一名で、現職官吏の当選者は一四名、落選者一名で、すべて政党に所属するものであり、落選者はなかった。

現職当選者

尾崎行雄 (文相・憲政本党・神奈川県・三重県第五区)

大石正巳 (農商相・憲政本党・東京都・三重県第四区)

大東義徹 (司法相・憲政本党・滋賀県・同第三区)

神輿知常 (法制局長官・憲政本党・京都府・同第六区)

武富時敏 (内閣書記官長・憲政本党・佐賀県・同第一区)

山田喜之助 (司法次官・憲政本党・大阪府・東京都第三区)<sup>(31)</sup>

箕浦勝人 (逓信次官・憲政本党・大分県・同第一区)

佐々木正藏 (農商務省参事官兼山林局長・憲政本党・福岡県・同第五区)

松田正久 (蔵相・憲政党・佐賀県・同第二区)

重岡薫五郎 (外務省通商局長・憲政党・愛媛県・同第三区)

杉田定一 (北海道庁長官・憲政党・福井県・同第二区)

栗原亮一 (大蔵省参事官兼監督局長・憲政党・三重県・同第一区)

滝口帰一 (奈良県高市郡長・憲政党・奈良県・同第二区)

金尾稜敏 (富山県知事・無所属・広島県・同第三区)

現職落選者

高田早苗 (文部省参事官)

また、総選挙前六ヶ月以内に官吏を辞職し、当選した者は三名で、落選者はいなかった。

当選者

小倉信近（台湾嘉義県知事・憲政党）

古莊嘉門（群馬県知事・国民協会）

原田尙城（島根県書記官・日吉倶楽部）

この総選挙により、自由党系一一〇名、進歩党系九五名、その他四八名からなる二五三名の憲政党員が議席を獲得して絶対多数を占めた。総選挙後の第一次大隈内閣下において、衆議院議員で大臣を兼職した者は、尾崎の後任となった犬養毅（文相）の一名で、官吏を兼職した者は、菊池九郎（農商務省農務局長）、竹内正志（農商務省水産局長）、中村弥六（司法次官）、鳩山和夫（外務次官）の四名で、すべて政党员であった。絶対多数を占めた隈板内閣は行政改革に着手し、一〇月二二日に「官治の標準」と題した訓示を各省大臣に示し、同日、「各省官制通則改正」（勅令二五七号）を公布した。この通則改正により、各省に一人、勅任官の「參與官」、いわゆる政務官を各省に設置した。しかし、隈板内閣は、全く議会の経験をもたず、四ヶ月で瓦解した。瓦解理由は、天皇の意向によって留任した陸海軍大臣（桂陸相・西郷海相）が徹底的に反政党的態度を堅持しかつそれを公言していたことや、増税問題をめぐる憲政党内の派閥抗争が主要因であり、尾崎文相の「共和演説」事件と貴族院における山県派の多数派形成、すなわち平田東助や清浦奎吾を中心とした子爵議員中心の「研究会」と勅選議員中心の「幸倶楽部」との提携が確立したことで致命的となった。そして、憲政党は、内閣崩壊後、自由党系の憲政党と進歩党系の憲政本党に分裂してしまっているのである。

第一次大隈内閣総辞職後は桂陸相が奔走し、清国に出かけた伊藤を除く元老の意見に基づいて、第二次山県内閣を一月八日に成立させた。桂は、第二次山県内閣の組閣に際し、政党の反抗に対しては解散に次ぐ解散を以てし、

場合によっては憲法中止をも辞さない覚悟をもって超然主義の立場を貫く「中央突貫の策」を原則としつつも、現状から政党操縦が今後の政局運営には不可欠であり、星亨の憲政党を提携相手とすべきであると主張した。山県も、対立陣営からも入閣させることで内閣の基盤を広げる意向を示したが、憲政党が黨員の政府への登庸を求めたため交渉はうまく行かず、閣僚人事は超然内閣の再来を思わせるものとなった。しかし、組閣後も日清戦争後の戦後経営を順調に実施するための財政基盤となる地租増徴案の議会通過を考慮して、伊藤に斡旋依頼を行なって憲政党との交渉を続け、第一三議会開会を目前にした十一月二十九日に提携条件を成立させた。<sup>33</sup>提携条件は、①現内閣は超然主義を執るものにあらずとの宣言を発し、憲政党と提携して議会に望む旨を公然発表すること、②憲政党の綱領を採用すること、③憲政党と利害休戚を同うし、政府は憲政党に出来る限り便宜を与えることの三つであった。そして、翌三〇日、憲政党による提携発表を受けて、山県は憲政黨員を首相官邸に招待し、その席上、「今日の時局に際し、廟謨を奉承して国家の進運を扶持するに当り、大体に於いて憲政党と其の所見を同うするを知り、相倚り相助けて、以て進取の宏謨を翼賛せんことを期す」と宣言したのである。<sup>34</sup>超然主義者として政党を度外視した統治を信条とした山県も、有力な政党との提携という超然主義の修正を図らざるを得なかったのである。

第二次山県内閣下において、衆議院議員で大臣を兼職した者は無く、官吏を兼職した者は、小倉信近（三重県知事）、金尾稜巖（島根県知事）、古莊嘉門（群馬県知事）、和田彦次郎（農商務省農務局長）の四名であった。

選挙法改正に関しては、第二次山県内閣成立直後の十一月一日以降翌年一月まで、全国の商業会議所から建議書が数多く提出された。その中でも、十一月一日に松山商業会議所が提出した建議書は、「現行衆議院議員選挙法ハ東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋ヲ除ク外、市ヲ郡ニ組合セテ一選挙区トナシタルタメ當選ノ榮ヲ荷フ者ハ総テ有権者中多數ナル農業者ノ推選ニ係リ少數ナル商工業者ハ参政權ヲ得ナカラ同業者ヲ代表スヘキ議員ヲ選



舉スル能ハス之カ為メ衆議院ノ議決ハ毎ニ農業者ノ便益ヲ計ルニ汲々トシテ商工業者ノ利害ノ如キ殆ント度外ニ附セラレタルノ感ナキ能ハス此ノ如クンハ國民各種ノ意思ヲ代表スヘキ代議機關ノ本色ヲ全フスルモノト謂フヲ得サルノミナラス却テ商工業ノ發達ニ阻害ヲ與フルモノト謂フ可シ」と述べており、実業界の選挙法に対する考え方を端的に示している。そして、全国の商工業者は、地租増徴法案が成立すると、市部の独立、郡部に対する市部の選挙区人口当たりの代議士数の優先を求めた選挙法改正運動に熱心に取り組み出すのである。

このような建議がなされる中、第一三議會は一二月一三日に開会し、その会期中である明治三十二年二月八日に第二次山県内閣は全一〇六条からなる選挙法改正法案を帝国議會に提出した。この改正法案の提出は次のようになされた。まず、西郷従道内相が請議した改正法案を法制局が審査し、明治三十一年一〇月一三日に山県有朋首相に対して改正法案の主要事項各点に対する法制局の意見を上申し、次に示す上申項目に対する閣議決定を申し出た。<sup>36)</sup>

法制局意見

- 一 各府縣（市ヲ除ク）ヲ一選舉區ト為スコト改正案第一條及別表
- 一 各市ヲ一選舉區ト為スコト改正案第一條及別表
- 一 選舉ハ單記、匿名投票ヲ用ウルコト改正案第三十六條
- 一 選舉人納稅資格ニ関スルコト改正案第八條
- 一 被選舉人資格ニ関スルコト改正案第十一條
- 一 官吏ヨリ衆議院議員ヲ兼ヌル者ニ関スルコト改正案第十七條
- 以上内務大臣提案ノ通ニテ可然
- 一 内務大臣提案ニ於テハ北海道ノ内一部ニノミ選舉權ヲ付與スルコトニ具案相成タルモ尚調査ノ上若シ施行シ得ルノ見込

アラハ北海道及沖繩縣全部ニモ選舉權ヲ付與スルノ方針ニ決定相成タシ  
 一議員ノ總數ニ付テハ内務大臣提案ハ現時ノ狀況ニ鑑ミ稍多數ニ過ルモノアリト信スルヲ以テ概略左表朱書ノ通更正相成  
 タシ

これを受けて閣議が行われ、一〇月二二日、次のような内容が閣議決定された。

- 一各府縣（八萬以上ノ市ヲ除ク）ヲ一選舉區ト為スコト
- 一八萬以上ノ市ヲ一選舉區ト為スコト
- 一三分二制限匿名投票ヲ用井ルコト
- 一選舉人納稅資格ニ関スルコト
  - 一内務省提案ノ通
  - 一被選舉人資格ニ関スルコト
  - 一内務省提案ノ通
- 一官吏ヨリ衆議院議員ヲ兼ヌル者ニ関スルコト
  - 一内務省提案ノ通
- 一調査ノ上施行シ得ヘクンハ北海道ノ一部ニミナラス同道并沖繩縣全部ニモ選舉權ヲ附與スルコト
- 法制局意見ノ通
  - 一議員ノ總數
    - 一郡市共ニ人口八万毎ニ議員一人ノ割ヲ以テ選出スル事
    - 一島嶼ハ人口八万以上ハ一選舉區トナシ人口八万ヲ増ス毎ニ議員一人ヲ増ス事

この後、西郷内相は二月七日に改正法案全体を閣議に提出し、その際、西郷内相は次のような法案説明文を付している。冗長となるがそのまま引用する。

時運ノ趨勢ニ伴ヒ國家百般ノ制度皇張ヲ圖ルノ際ニ當リ選舉制度中其ノ最モ主要ナル衆議院議員選舉法ハ今日ニ於テ之カ改正ヲ圖ルノ最モ適當ナル機運ニ達シタルコトヲ信シ茲ニ衆議院議員選舉法改正案ヲ提出ス

今改正ノ主要ナル點ヲ舉クレハ從來ノ選舉區ハ其ノ區畫狹少ニ失シ衆望ヲ負フノ士ヲ舉クルニ於テ大ニ關點アルヲ認ムルヲ以テ更ニ府縣(市ヲ除ク)市島等ヲ以テ選舉區ト為シ一面區域ヲ廣潤ニシタルニ依リ以テ選舉ニ關スル諸種ノ弊害ヲ芟除スルニ便セントス又選舉人ニ就テハ其ノ財産資格ノ程度ヲ低下シ殊ニ被選舉人ノ資格ニ就テハ全ク其ノ財産ニ關スル要件ヲ撤去シ専ラ選舉被選舉權ノ擴張ヲ圖リ以テ人文ノ發達ニ伴ハントス投票ノ方法ニ就テハ記名ヲ無記名トシ連記ヲ單記トナシタルハ從來ノ實驗ニ照シ記名連記ノ法ハ往々其ノ弊アルヲ認メタルニ依リ更ニ弊害ノ最モ少シト認ムル方法ヲ擇ヒタルニ在リ是亦選舉ノ自由ヲ保持シ公平ノ結果ヲ得ンコトヲ期スルニ外ナラス

又現行ノ選舉法ハ之ヲ北海道ニ施行セザリシト雖モ札幌區函館區及小樽支廳直轄町村ノ如キ之ヲ内地ノ市町村ニ比シ敢テ徑庭ナキノミナス納税ノ點ニ於テモ内地ト同一ノ比準ニ依リ選舉資格ヲ定メ得ルニ至リタルヲ以テ本案ニ於テハ是等ノ區町村ニモ之ヲ施行スルコト、セリ蓋シ可成廣ク代表者ヲ出サシメ以テ代議ノ本旨ニ適ハシメンコトヲ欲スルニアリ

要之本案改正ノ要領ハ投票法其ノ他二三ノ點ヲ除クノ外大體ニ於テ前回衆議院可決ノ法案ト其ノ旨趣ヲ同フシ其ノ節目ニ至テハ多年ノ經驗ヲ參酌シ頗ル慎重ノ修正ヲ加ヘタリ殊ニ選舉罰則ニ關シテハ先ニ緊急勅令ノ發布ニ依リ大ニ從來選舉ノ惡弊ヲ矯正シタルノ結果ニ鑑ミ特ニ周密ナル規程ヲ追加シタリ茲ニ改正法律案ヲ具シ速ニ決定アランコトヲ望ム

右閣議ヲ請フ

明治三十一年十二月七日

内務大臣侯爵西郷從道

この法案は再度法制局の審査に付され、法制局は二月一四日に「投票法其ノ他二三ノ點ヲ除クノ外大體ニ於テハ前回衆議院可決ノ法案ト其ノ趣旨ヲ同フシ畢竟時運ノ趨勢ニ伴ヒ從來ノ實驗ニ照シ出来得ル限り選舉ノ自由ヲ保持シ悪弊ヲ矯正シ公平ノ結果ヲ得ムトスルニ在リ適當ノ改正ニシテ主務省ト協議ノ上多少修正ヲ加ヘタルモノニ付請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム」との答申を行い、枢密院への諮詢を「可然」とした。<sup>37)</sup> これを受けて、枢密院は法案審議委員会を組織して法案審議を進めた。東久世通禧枢密院副議長を委員長とし、河瀬眞孝・細川潤次郎・尾崎三良各枢密顧問官を委員とした法案審議委員会は、明治三二年二月四日に、①議員選舉投票法一班、②選挙人資格擴張ニ關スル理由、③郡市選舉區ヲ分割シ並市部選出議員ノ數ヲ増シタル理由、④無記名投票制ニ關スル理由、⑤連名投票ノ法ヲ排シ全然單名投票ノ法ヲ採リタル理由についての修正案を黒田清隆枢密院議長に報告を行った。<sup>38)</sup>

黒田枢密院議長は、この報告案を二月六日に枢密院で議して内閣に回付し、内閣は八日に帝國議會に提出した。帝國議會に提出された改正法案の検討対象条文は次の通りである。<sup>39)</sup>

第十四條（第二項） 政府ノ爲請負ヲ爲ス者又ハ政府ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ被選舉權ヲ有セス

第十五條 選舉事務ニ關スル官吏、吏員ハ其ノ關係區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十六條 宮内官司司法行政裁判所長官行政裁判所評定官會計検査官收税官及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十七條 官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

この改正法案の主な改正点は、第三次伊藤内閣提出の選挙法改正法案における審議内容をふまえて、選挙権の年齢資格を二〇歳以上にし、納税資格を地租五円以上あるいは地租以外の直接国税三円以上または地租とその他の直

接国税を合算して五円以上に引き下げ、被選挙権や選挙区に関しては、第三次伊藤内閣時の改正法案内容と同じであった。しかし、「官吏の議員兼職」については、前述の第一六条及び第一七条と比較すれば明らかのように、伊藤内閣時の改正案と全く逆の立場で議員兼職を認める考え方に立っており、明治二二年選挙法と同じ規定の仕方であった。山県内閣の選挙法改正問題に対する考え方は、明治三二年五月一八日の山県有朋宛平田東助書簡で、その一端を知ることができる。<sup>40)</sup>

御内示被成下候選挙法之件は先日來小生も頻ニ苦慮仕居候折柄今回之垂教を拜し大旱之雲霓を望む心地仕候。最早法制局ニ提出相成略ホ議了之様子ニ御座候間、此上ハ貴族院ノ結果如何ニ依テ決する外無之ト存候……（中略）……改正之箇条ハ殆ト普通選挙之結果ニ齊ク御帰京を待て委細可申奉存候、此法にして行ハれ候上ハ政党政治ハ到底難禦、政府は一大政党ニ依テ立ツ外無之、即チ政党内閣ト為す之外無之候、如斯くして朝ニ一濠を埋め夕ニ一郭を毀ち候ヘハ其果て何辺ニ在るヘきや、疑更ニ解ク能ハす候

平田は、第三次伊藤内閣の選挙法改正法案で選挙権が大幅に拡大されたことをほとんど普通選挙であると恐れ、そして、これを利用して政党側の力がさらに伸び政党内閣を導くことにならないよう、貴族院の審議で防ごうと述べており、山県もその考え方に合意していたことが書簡からうかがえる。また、①官紀を復興するため、官吏任用令を改正して原則として勅任官も奏任官と同様一定の資格を有する者を任用する、②内務はおおむね従来の方針を変更せず、人や運用に注意する、などを内容とする第二次山県内閣組閣時に作成された施政要綱案<sup>41)</sup>からわかるように、第二次山県内閣は自ら提出した選挙法改正法案に賛成なのではなく、伊藤との対立を避けていちおう類似の案を提出したと考えられる。

この改正法案は二月八日に第一読会がなされ、その後、衆議院の審査特別委員会が二月一四日、一七日、一八日、

二〇日、二一日、二二日の五日間開催された。前述の条文案に関する委員会での議論は次のようなものである。

まず、第一四条第二項については、望月圭介委員（憲政党）が「請負」の意味を質問し、一木喜徳郎政府委員（内務省参与官）は「民法デ申ス所ノ請負」と返答した。更に、望月委員は「被選權ヲ有シヤウト思ヘバ、政府カラ御用ヲ仰付ラレテモ、始終ソレヲ請負ツテハイケナイ、ソレデ政府ハ賣込ンデモイケナイ、何事ニ付イテモ政府ト賣買及期限ヲ切ツテ納メ物ヲ請負ツタリ何カシテハ、被選權ヲ失フト云フ」かと具体的な状況を示して質問したのに対して、一木は「ソレ等ノ場合ハ矢張這入りマセウ」と答えた。<sup>42)</sup>この議論を受けて、前川横造委員（日吉倶楽部）は「政府ノ保護ヲ受ケタルモノ若クハ政府ノ保護ヲ受クル法人ノ役員」「政府ノ爲請負ヲナス者又ハ政府ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ勅令ノ定ムル場合ニ當ルモノハ被選權ヲ有セス」という修正案を示した。この修正案を示す背景としては、「郵船會社トカ、或ハ商船會社トカ云フヤウナ、政府ノ保護ヲ受クル會社ハ、政府ノ請負ヲ爲スト云フモノヨリ、一層關係ガ密デアル、ソレデ政府ノ請負ヲ爲ス者ニ選舉權ヲ與ヘヌト云フコトカラ考ヘテ見レバ、政府ノ保護ヲ受クル役人ハ、ドウシテモ選舉權ヲ與ヘルノハ當然デナイ」という理由から、「兎ニ角議員タル資格ニ於テ、害トアルモノハ、無論被選舉權ヲ與ヘナイト云フコトハ、否定ハシマセヌガ、其以下ノ即チ法文不完全ナルタメニ狹義ニ解釋サレテ、一般ノ商工業者ハ出ラレヌト云フコト」<sup>43)</sup>になるといふ前川委員の考え方があった。これに対して、望月委員は「前川君ノ修正説ト反對」で「此ニ項ヲ私ハ削リタイ」といふ修正案を示した。それは、「結局政府ノタメ請負ト云フコトハ、政府ト物品ヲ賣買スル者デモ含ンデ居ルト云フコトデアル。僅カノコトヲ政府ノ請負ヲシタリ、賣買シタリスルコトニ付イテ、自分ノ議員タル被選舉權ヲ得ナイト云フヤウナコトニナルト、請負ヲスルモノガ少ナクナル、從ツテ若モ政府ノタメ請負ヲシタリスル者ヲ議員ニスルト、政府黨ヲ作ルト云フ恐レガアルト云フ説ガアルケレドモ、サウスルト政府ト提携シタル政黨員ハ被選舉權ヲ有セヌト云フコトニナラネバナラ

又」という理由からであった。この二つの修正案が示された後、一本は「保護スル」を「削リマシタ趣意」は「請負ノ場合ト違ヒマシテ、國ノ保護ヲ受クルト云フノハ、詰リ其事業ガ公益ノタメノ事業デアルト云フコトヲ認メラレテ、保護ヲ受クルノデアラウト思ヒマスカラ、公益ノタメデアルト認メラレタ、メニ却テ被選舉權ヲ失フト云フコトハ、酷デアラウ」と説明した。この後、星亨委員長は「前川君ノ説」と「望月君ノ説」の裁決を取り、両案とも少数の起立者しか得られなかつたため、原案が可決された。

次に、第十五条については、山田武委員（憲政本党）が「公平ヲ保ツト云フ上カラ當然ノ規定」と評価し、「之ヲ罷メタル後六箇月ヲ經過セサル者亦同シ」という条文は「罷メタ後ニ斯様ナ制限ヲ置クト云フコトハ、思フニ此在職中ニ選舉運動ノ不公平ナコトヲ矯メヤウト云フノ、立法ノ精神デアラウト云フコトヲ思ツテ居リマスガ、果シテ然ラバ六ヶ月ト云フノハ大層長イヤウニ思ヒマスガ、ソレトモ其他ニ別段ノ理由ガ存シテ居ルナラバ承リタイ」と質問したのに対して、一本は「六ヶ月間ト云フノモ矢張其趣意デアリマス、即チ在職中ニ選舉干渉ヲシテ置イテ、サウシテ其選舉ノ時ニ當ツテ罷メルト云フヤウナコトガアルカモ知レマセヌ、六ヶ月ノ期限ヲ定メテ置クナラバ、随分競争ガ早ク始マル所モアレバ、遅ク始マル所モアラウト思ヒマスカラ、六ヶ月ナラバ宜シイト云フ考デアリマス」と答えた。その後、修正案は示されず、原案が可決された。

それから、第一六条については、市島謙吉委員（憲政本党）が「大隈内閣ノ案ヲ見マスレバ、検事ト云フコトハ其中ニ這入ツテ居リマスガ、今度出タ内ニ検事ト云フコトガ省カレタノハ、ドウ云フ理由」かと質したのに対して、一本は「是ハ殊更省キマシタノデハゴザイマセヌ、司法官ト云フ言葉デ、検事判事、兩方含マレルト云フ考へ」と説明し、第一五条同様原案が可決された。

最後に、第一七条である。この条文案については、西原清東委員（憲政党）が「妨ゲノ有無ハ法律デナクシテ、

事實問題ニ譲ラレテアリマスガ、之ヲ見ルノハ本屬長官ガ其時々許スト云フヤウナ分界ヲ立ツル意思」かと質したのに対して、一本は「是ハ前段ノ御見解ノヤウニ、本屬長官ニ於テ認メルノ外アルマイ」と述べた。<sup>50)</sup>

この後、市島委員が「勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク他官吏ハ、衆議院議員ト相兼ネルコトヲ得ス」という修正案を提出した。この修正案は「政務官事務官ト區別ガ必要ガアルト考ヘ」「政務官タラザル者ハ、成ルベク議員ヲスルコトハ認メナイト云フ趣意」から提出され、「實ハ此前ノ内閣ノ時分ニ私共ガ主張シタコトデアル」と述べた。更に、「原案ノ如クデゴザイマスレバ、政府ノタメニ請負ヲナス者、若クハ請負ヲナス法人ノ役員ト云フモノハ、政府トノ關係ト云フ嫌ガアルカラト云ツテ、ソレ等ノモノニハ被選舉權ヲ與ヘヌトナツテ居ルノニ、ソレヨリモマダ甚シク、直接ノ關係ヲ持ツテ居ル官吏ニ、苟モ職務ニ差支ナイ限りハ、皆議員ヲ兼ネサセルコトガ出來ルト云フナラバ、随分時ノ政府ノ政略ニ依ツテハ、ナカナカ御用商人ヨリハ、モツト政府ノ側ニ向ツテ左袒ヲスル人間ヲ多ク出スヤウナコトガアラウト思」うことから「是非共茲ニ政務官事務官ノ區別ヲ明ラカニスルト云フ趣意ヲ以テ、勅令ヲ以テ定メタ某々官吏ヲ除ク外ハ、議員トスルコトガ出來ヌト云フ、斯様ニ修正致シタイ、且又勅令ヲ以テ別段ニ其時ニ定メマスノハ、何故デアアルカト申シマス、日本ノ今日デハドレガ政務官事務官ト云フ、ハツキリシタ區別ガ立ツテ居リマセヌカラ、時ノ政府ノ必要ニ依ツテ定ムル必要ガアラウト思フ、今日マデノ形跡ヲ考ヘテ見テモ、知事ノ如キハ或ハ政務官ノ如クデアツタリナカッタリ、若クハ局長マデガ政務官ノ如キコトモアリ、政務官デナイ場合モアルト云フヤウナコトデ、時ノ場合デ色々變ジマスカラ、是ハ其時ニ應ジテ、斟酌ノ出來ル所ノ勅令ニ委シタイト云フ、斯様ナ考ヲ以テ此修正案ヲ提出致シマシタ」と趣意説明した。<sup>51)</sup>

この市島の修正案提出後、一本は「原案ノ趣旨」を「今回ノ案ノ立テ方ハ、元來被選舉權ニ付イテハ成ルベク制限ヲ置カナイト云フ趣意デ出來テ居リマス、即チ官吏ノ如キモ、被選舉權ガナイトスル必要ハナカラウ、必シモ同



時ニ兼ネルコトガ出来ナイト定ムル必要ハナイト思ヒマスル、若シ官吏ニシテドウモ其職務ガ濫用スルヤウナ恐れガアリ、或ハ政府ノタメ職務ヲ曲ゲルト云フヤウナ恐れアル者ハ、實際選舉セラレナイデアラウ、ソレデ選舉人ガ信任シテ出ス程ノ者ナラバ、必シモ議員ヲ兼ネルコトヲ得ヌトスル必要ハナカラウト云フ考」であると説明し、その上で「受負ヲ爲ス者ニナリマス、是ハ私ノ利益ト公ノ利益トガ相衝突スル場合デゴザイマスケレトモ、官吏ノ方ニナリマスレバ、共ニ公ノ職務ニ従事スルノデゴザイマスカラ、本来申セバ其間ニ衝突ハアルベカラザルコト」と論じた。この後、工藤行幹委員（憲政本党）は「議員カラ選舉後ニ役人ニナルモノガ往々アル」ことを取り上げ、「是等ハ餘程ノ弊ノアルコトデアル」という理由から「兼ネルコトヲ得ズト致シタ方ガ宜シイ」との意見を示した。<sup>53</sup>

重野謙次郎委員（憲政党）は「唯勅令ヲ以テ定ムルト云フコトニシテ、逃路ヲ拵ヘテ、斯ウ云ウコトヲ書イテモ實際困ルダラウ」と市島委員に質し、市島委員は「實地區別ノ付方ハムツカシイ」が、「苟モ勅令ヲ以テ規定ヲ置クト云フ以上ハドウシテモ表ニ出シテ正當ノモノニアラズンバ、マサカ勅令ヲ以テ規程ニスルコトハ出来マセヌノデ、幾ラカ茫漠トシテ居ル事ヲ避ケルコトハ出来ヤウト思フ、詰リ政府ノ徳義ニ訴ヘテ、斯様ナ規程ヲ置ク」と説明した。<sup>54</sup>この後、星亨委員長（憲政党）は「市島君ノ十七條ノ修正説」の採決を取り、多数の起立者があつた。これにより、市島委員の修正説が可決され、修正案は「官吏ハ勅令ニ規定アル者ヲ除ク外議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」とされた。<sup>55</sup>

以上の委員会審議を経て、二月二日に星亨が衆議院本会議で委員長報告を行い、「官吏の議員兼職」については次のように述べた。

官吏ト議員トヲ兼ヌルコトガ出来ヌト云フコトガ原案ニゴザリマスノデアル、ソレヲ勅令ヲ以テ特ニ定メタ外ハ、官吏ハ議員トナルコトガ出来ナイト云フコトニ極メタノデアル、是ハ能ク世ノ中ニハ政務官ト事務官トヲ區別致シテ政務官ハ議員ニ

ナルコトガ出来ルガ其他ハ都合ガ悪リト云フヤウナコトデアル然ルニ我邦ノ現状ニ於テハ誰々ハ政務官ニ致ス誰々ハ事務官トスルヤウナ判然タル區別モ出来ナイ、又英吉利ノアンノ時分ニアリマシタガ矢張區別ガムツカシイカラ之ヲ直チニ誰誰ハ議員トナルコトガ出来ナイト云フヨリハ、寧ろ適當ナル勅令ヲ拵ヘテ、サウシテ是ハナレナイ是ハナレルト云フコトヲ極メタ方ガ宜カラウ、詰リ勅令ヲ以テ規定スルノ外ハ官吏ハ議員トナルコトガ出来ナイ、斯ウ云フコトニシタガ宜カラウト云フノデ遂ニサウナツタノデアル

星の報告によれば、委員会の議論は、政務官と事務官を区別する考え方に基づいて、如何なるものが該当するかということ論じたが、その区別は判然としなので、「官吏の議員兼職」については「勅令ヲ以テ規定スルノ外ハ官吏ハ議員トナルコトガ出来ナイ」という修正案が可決されたと報告した。この委員会修正に対して、政府側を代表して一木政府委員は「官吏ノ議員ヲ兼ヌルコトハ出来ナイト云フ箇條ヲ入レラレマシタノデアリマスガ、是モ成ルベク被選舉權ヲ擴張スル弊害ノナイ限ハ、擴張スルト云フ方ノ精神カラシテ、成ルベク原案ノヤウニナリマスコトヲ望ミマス」と述べて反対を表明した。この議論を受けて、二月二二日・二三日の両日で、第二・第三読会がなされ、結果として、政府が示した「原案通ニ決」せられた。

改正法案を受けた貴族院は、二月二五日に第一読会を行い、松平正直政府委員（内務次官）が法案趣旨を説明し、第一七条が「官吏ハ勅令ニ規定アル者ヲ除ク外議員ト相兼ヌルコトヲ得」と衆議院で修正されたと報告した。<sup>56</sup>この第一読会后、貴族院の審査特別委員会が三月一日、四日、六日の三日間開催され、委員会で議論となったのは第一四条第二項、第一六条及び第一七条であった。

まず、第一四条第二項については、天春文衛委員が請負の「區域ハドレ位」かを質したのに対して、一木政府委員は「民法ニ申ス所ノ請負契約ニナリマスモノハ總テ含ム」と答えた。<sup>57</sup>この後、松岡康毅委員は「郵船會社トカ何

トカ申ス様ナ商業上ノ會社、國庫カラ補助ヲ受ケテ居ル、其間ハ其會社ノ役員ハ此權利ヲ停止スル」意味で、「法人ノ役員」の下に「及國庫ノ補助ヲ受クル營利會社ノ役員」という文言を入れる修正案を示した。<sup>63</sup>この修正案提出を受けて、一木は「松岡君ノ提出ニナリマシタ如キ文字ヲ入レナカッタ趣意ハ元來此營利會社ガ國ノ補助ヲ受クルノハ何ニ依ルカト云フト詰リ其事業ガ公益ニ關係ノアルト云フコトデ補助ヲ受クルノデアル、然ラバ此國ニ利益ヲ與ヘルモノデアルカラト云フノデ補助ヲ受ケテ居ルガ爲ニ却ツテ被選舉權ヲ失フト云フコトニナルノハ公益事業ノ爲ニ却ツテ權利ヲ狭メラレルコトニナツテ餘程酷ナコトニナリハセヌカト云フ所カラシテ唯今ノ如キ文字ヲ入レマセナカッタ」と「原案ノ趣意」を説明した。<sup>64</sup>しかし、男爵末松謙澄委員は「成程一面カラ見レバ政府ノ受負ヲスルモノ、如キハ被選舉權ヲ與ヘナイノハ適當ノ様ニ思ヒマスガ實地ニナルト分別スルコトハムヅカシク且又日本ノ現今ノ有様ニ依ルト是デ以テ議院内デ何モ左右シタ様ナコトハ起ツタコトハナカラウト思フ」という理由から削除説を提出し、天春委員、田中源太郎委員、三浦安委員の賛成を得た。<sup>65</sup>他方、周布公平委員は「請負ヲ爲ス者ハ法人ニ於キマシテモ随分國庫必要ノ事業ノ請負ヲ爲スモノガアルノデ」「同ジ類」という理由から「松岡君ノ説ニ賛成」<sup>66</sup>するとした。ここで、侯爵黒田長成委員長は「松岡君ノ説」と原案の採決を取った。結果は、「松岡君ノ説」が起立者少数で否決され、原案が起立者多数で可決された。

次に、第一六条については、児玉淳一郎委員が「地方長官ナゾヲ是ヘ入レテ置キマセヌト選舉ノトキニ干渉スルト云フコト、ソレカラ職務ヲ措イテ議會ヘ出テ來ルト云フコトハ職務曠廢ト云フコトニナル」という考えから、「地方長官中書記官參事官郡長ナゾガ之ニ入レテ無イノハ如何」と質したの<sup>67</sup>に対して、一木は「干渉ノ弊ヲ妨ガガ爲ニハ第十五條ニ規定ガアリ」「又職務ヲ曠廢シテ中央ヘ出テ來ルガ爲ニ種々害ガアルト云フコトハ第十七條ニ依リ」且官吏服務規律ノ方デサウ云フコトハ出來ナイコトニナツテ居リマス、許可ヲ受ケナケレバナラヌコトニナリマスカ

ラ差支ナイト云フ考」と説明した。<sup>63)</sup>この後、松岡康毅委員が「府縣ノ知事ガ議員ニナツタリ又議員ガ府縣知事ニナツタリシテ密着スルト云フコトハ誠ニ宜シクナイ、又各省ノ局長モソレガ誠ニアツチヘ行キコツチヘ行キスルト云フヤウニスルノハ甚ダ宜シクナイ」という趣旨から、「會計検査官」ト「収税官」ト云フ間ヘ「府縣知事各省局長」ト云フ字ヲ加ヘタイ」という修正案を提出した。<sup>64)</sup>これを受けて、名村泰蔵委員は「府縣知事ガ這入ル以上ハ警視總監ハ無論デサウナ、北海道廳長官、警視總監、府縣知事ト斯ウナラナケレバイカヌ」という修正案を示した。<sup>65)</sup>また、三浦安委員は「高等官吏ハ一切ナラヌ」という修正案を提出した。しかし、「若シモ官吏ノ制限ヲ付ケルト云フ御話デアレバ第十七條ノ方ニ於テ御提出ニナルベキデアラウト考ヘマス」とする男爵末松謙澄委員の意見が出されて、松岡委員は第一七条に修正案を提出すると発言し、第一六条は原案の通り可決された。

最後に、第一七条については、子爵曾我祐準委員が「其職務ニ差支ナキ限り」の含意を質したのに対して、一本は「本屬長官ノ許シヲ得マスレバ宜シイ」と答えた。<sup>67)</sup>また、曾我委員が「衆議院ノ修正」の趣意を質したのに対して、一本は「政務官事務官ト云フヤウナ區別ヲ設クルノ必要ガアルダラウ、ソレデ勅令ヲ以テドレダケノモノハ兼ネラレル、即チ謂ハバ政務官ト認ムルカ又ハドレダケハ事務官ト認ムルカト云フコトハ勅令デ定メヤウト云フ趣意ノヤウニ聽イテ居リマス」と答えた。<sup>68)</sup>この後、松岡委員が第一六条で示した修正案、すなわち「府縣知事各省局長」を加える案を再提案し、周布委員は「政府案ノ通ノ修正説」を提出した。ここで、侯爵黒田長成委員長は採決を取り、松岡案は起立者少数で否決、周布案は起立者多数で可決され、政府案が復活した。委員会全体の議論は、船越衛など山県系の茶話会を中心に、反山県系の懇話会なども市部独立に対する消極的な姿勢によって、山県や平田などの真の意向に應じるように衆議院の修正案を再修正したと考えられる。

以上の委員会の議論を経て、貴族院本会議が三月九日開催され、第一読会の続きと第二読会及び第三読会が行な

われた。普段は登院しない伊藤博文（当時、貴族院議員）は、第二読会において「昨年本員が提出シタ案ト現在政府カラ提出ニ相成ツテ居ル所ハ多少ノ異動ガアリマスルガ併シ大體ノ主義ニ於テハ変ラヌ」と政府案を擁護する演説をしながら、次のような現状把握を述べた。

此選舉法ナルモノニ附イテハ、十年ノ間ノ試験ニ於テ不幸ニモ屢々議會ノ解散ト共ニ總選舉ヲ行フコト既ニ六回ニ及ビマシタニ依ツテ此總選舉ノ度数ハ僅カ十年ノ間ノ議會ニ比較スレバ異常ナル多數デアッタト言ツテ宜シカラウ、而シテ其度数ハ多カッタタメニ稍々此選舉法ノ如何ナル結果ヲ爲シタカト云フコトヲ見ルコトガ出來タノデル當初今行ハレテ居ル所ノ選舉法ナルモノヲ制定セラル、トキニ方ツテ私モ參閣ノ一人デアリマシタガ當時ニ在ツテハ勿論議會ノコトニ於テハ經驗ノナイ日本デアリマスル故ニ自ラ將來ヲ計ツテ注意慎重ニ致シテ頗ル狹義ナル體ヲ取ツテ將來ノ經驗ニ徴セント云フ希望ハ幾ラカ素ヨリ廟議ノ中ニ存シテ居ッタ譯デアリマス

貴族院に示された改正法案は、個々に修正を審議すると時間切れで審議未了になることもあって、政府案復活が可か否かという形で論議され、三月九日、貴族院本会議では殆どすべてを政府原案に復する形で修正案を可決されたが、衆議院で貴族院回付案が同日に不同意とされ、両院協議会は開かれずそのまま廃案となり、翌日、議会は閉会となった。

この選挙法改正法案は議会提出に先立って、二月六日に枢密院本会議で審議をされている。その際、河野真孝枢密顧問官は「選挙法ノ改正ハ如何ナル目的ヲ以テ出來タルカト云フニ本員ハ其確タル利益アルヲ認メス唯勢ニ制セラレ已ムヲ得ス出來タルモノト謂フノ外ナシ」という見解を示し、「維新以來ノ元老諸氏ノ政府ハ何時マテ續クヘキヤ政黨政治ノ成立ハ早晚免カレ難カルヘシ否殆目前ニ迫リツツアルナリ政黨政治モ或ハ宜シカラシ然レトモ獵官ノ道ヲ防カサレハ如何ニシテ政黨政治ヲ行ヒ得ヘキヤ」と自説を述べて、獵官運動を予防するには「議員ノ給與金

ヲ増加スルコト一要件ナリ」と論じた。<sup>69)</sup>そして、この措置により、「今日ノ如ク壯士同様ノ者其跡ヲ断テ品格モ大ニ整ヒ粗陋ナル言行ハ見ルヲ得サルニ至ル」ようになり、「其ノ職務ニ精励スルヲ得ルノミナス他ヨリ之ヲ羨ムコト甚シク議員タランコトヲ望ム」状況となると主張した。<sup>70)</sup>この河野の主張は、地租増徴案修正案、すなわち憲政党の要求に譲歩して、税率は四％という当初の案を三・三％に引下げ、地租には向う五ヶ年間という期限を付した案が、第一三議会で可決されるのと相俟つて憲政党への報償として実現することになった。これが、明治三十二年三月三日の枢密院審議を経て、議公会期末の三月四日に政府が提出した議院法第一九条第一項の修正案である。<sup>71)</sup>修正案の内容は「第一項中「四千圓」ヲ「五千圓」ニ「貳千圓」ヲ「參千圓」ニ「八百圓」ヲ「貳千圓」に改ム」というもので、衆議院議員の歳費を八百圓から二千圓に増額修正するものであった。この修正案は三月六日に第一読会の続き、第二読会及び第三読会が行われ、提出から三日間で修正案通り可決されたのである。

## 五 第二次山県内閣の文官任用令改正と選挙法改正法案再審議

第一三議会閉会后、山県は、政党に対する對抗措置として、第一に軍部大臣・次官の現役武官制を確立した。従来は、法制上の資格の限定はなく文官ですら就任の可能性があったため、政党勢力の軍部への侵入を防ぐために、五月一九日に陸軍省官制と海軍省官制を改正したのである。これにより軍部は超然主義の変質の中で最強にして最後の砦となった。そしてこれはまた軍部内の藩閥化が進行する過程でもあった。第二に、第一三議会において「官吏の議員兼職」を勅令によって限定するという政党側の主張を利用する形で、「文官任用令改正」(勅令六一号)、<sup>72)</sup>文官分限令(勅令六二号)、<sup>73)</sup>文官懲戒令(勅令六三号)を三月二十七日に公布したことである。「文官任用令改正」の

内容は勅任官の自由任用制度を廃止し、以後原則として勅任官には文官高等試験を経て奏任官に任官したものを昇任させる制度に改正するといふものであった。この改正案は枢密院に諮詢され、その審議に際しては「三勅令改正ノ理由書」<sup>(74)</sup>が提出された。理由書に依れば、「現行任用令ハ奏任及判任ノ官ニ對シテ學識檢定ノ規程ヲ設クルニ拘ラス勅任ノ官ニ至リテハ一閣臣ノ奏薦ニ委ネ更ニ資格ヲ制限セス抑モ行政官ハ熟練經歷ヲ要スルヲ以テ年功ニ依リ下級ヨリ順次上級ニ累進スルコト猶武官任用ノ制ノ如クナルヲ当然トス可キニ更ニ等次累進ノ制ニ依ラス奏任官タル資格ナキモノヲ以テ却テ勅任官ニ薦ムルハ獨リ現行任用令ノ精神ニ反スルノミナラス遂ニ行政ノ秩序ヲ紊亂シ官紀ヲ荒廢スルニ至ラントス」というのが改正理由の第一に挙げられた。次に、「法令既ニ頗ル詳密ニシテ官吏ニ自由專斷ノ餘地少ク行政ハ漸ク一ノ専門技術タラントスルノ期ニ達」している点を挙げた。更に、行政官を國務大臣・高等行政官・判任官の三種類に大別して、「高等行政官以下ニ至テハ時局ノ變遷若クハ國務大臣ノ更迭ニ関シテ何等ノ影響ヲ受ク可キ者ニ非ス政治上ノ主義若クハ黨派ニ關ハル可カラサルハ勿論寧ロ政黨政派ニ關係アル者ハ行政官タル資格ナキコトヲ法則トセサル可カラス」という事柄を列挙した。また、政務官事務官の區別に関しては、「我國法ハ斯ノ如キ區別ヲ為スヲ容サス若シ強テ之カ區別ヲ設ケントセハ所謂政務官ナル者ハ唯國務大臣アルノミ故ニ行政官ヲシテ不偏不黨政黨ノ外ニ立タシムルニ非サレハ行政ノ公正得テ望ム可カラサルナリ」との見解が述べられていた。これを踏まえた上で、山県は、三月二五日の枢密院本會議で「今日國ノ發達進歩ニ伴ヒ總テノ事業専門ヲ主トスルニ進マサルヘカラス司法官ハ法律學ヲ修メタル者ヨリ採用シ海陸軍ニ在テモ亦各其ノ専門ノ學ヲ修メタル者ヲ任用シテ少尉カラ大将ニ累進セシム然ルニ獨リ行政官ノミ此ノ如クセサルノ理由ナシ」<sup>(75)</sup>と改正理由を述べた。つまり、行政の専門化に伴う官吏の専門資格の必要を改正理由として、政黨勢力の勅任官進出への門戸を閉ざし官吏機構への政黨侵入を防止したのである。

憲政党はこの改正で大きな衝撃を受け、三月三十一日、板垣退助・松田正久・星亨・片岡謙吉等が山県に対し、文官任用令改正公布に当たり党に交渉しなかつた点を難詰し、施行期日である四月一〇日までに文官任用除外例の設置を要求した。しかし、山県はその要求に応じず、松平正直内務次官の罷免及び深野一三地方局長と小倉久警保局長の転任で憲政党との断絶を辛うじて回避した<sup>76)</sup>。任用除外例については、明治三十三年の憲政党との提携交渉の際に山県は妥協的措置として認め、四月一日、枢密院で「各省官制通則改正ノ件、内閣書記官長各省官房長及警視總監ノ任用及分限ニ關スル件」の二件を審議した。この二案件は、枢密院審議前に枢密院に組織された法案審議委員会によって審査され、次の審査報告が四月九日に黒田枢密院議長になされている<sup>77)</sup>。

#### 委員會報告

今回御諮詢ノ各省官制通則中改正ノ件及内閣書記官長各省官房長及警視總監ノ任用及分限ニ關スル件ヲ審査スルニ各省官制通則中改正ノ件ハ大體ニ於テ至當ナルヲ認ム内閣書記官長各省官房長及警視總監ノ任用及分限ニ關スル件ハ警視總監ヲ文官任用令及文官分限令ヨリ除外シタルモ警視總監ハ東京府ノ警察行政ヲ管掌スルノミニシテ政務上ニ關スル職責ナク全ク北海道廳長官及府縣知事カ管内ノ警察行政ニ於ケルト同一ノ職務ヲ有ス但高等警察ニ付テハ内務大臣ノ外併セテ内閣總理大臣ノ監督ヲ受クルモ之ヲ以テ特別ノ職權ヲ有スルモノト為スヲ得ス又警保局長ハ直接ニ警察權ヲ執行シ警察命令ヲ發スルノ職權ナシト雖モ全國ノ警察事務ヲ掌ルモノニシテ之ヲ警視總監ニ比スレハ其ノ職務ノ範圍更ニ廣シトス故ニ獨リ警視總監ヲ任用令及分限令ヨリ除外スルノ理由ナキノミナラス之ト類似スル諸官ヲ除外スルノ端ヲ開クノ虞アルヲ以テ之ヲ削除シタル

明治三十三年四月九日

委員長

樞密顧問官

尾崎 忠治

委員

樞密顧問官

細川 潤次郎



樞密顧問官子爵 河瀬 眞孝

樞密顧問官子爵 中牟田倉之助

樞密顧問官子爵 清岡 公張

樞密院議長伯爵 黒田清隆殿

この審査報告を基礎にして、前者の案件は、前年の文官任用令改正で次官が自由任用できないと規定されていることを考慮して、「大臣ト共ニ進退スル」官房長と「大臣更迭ノ為ニ其職ヲ去ラサル」総務長官を新設した。そして、後者の案件は「内閣書記官長及各省官房長ハ大臣ノ見込ヲ以テ之ヲ任用シ時トシテ之ヲ退クルコトヲ得ルノ自由ナクハ不便ナラン故ニ此ノ官ヲ任用令及分限令ヨリ除外スルハ至當ナリト考フサレト警視總監ハ機務ニ參與スル者ニ非ス唯東京府ニ於ケル高等警察ヲ掌ルニ過キス之ヲ除外スル以上ハ北海道庁長官府縣知事警保局長ヲモ除外セサルヘカラサルニ至ラン甚タ穩當ヲ欠クモノト謂フヘシ」として、警視總監のみ適用除外例から削除し、この両案は同年四月二六日の勅令一六一号及び一六二号として公布された。また、この決定を行う直前の四月九日には、天皇の御沙汰書をもって、内閣官制・各省官制通則・文官任用・文官分限・文官懲戒などに関する勅令改正を樞密院諮詢事項とする措置を行った。

ところで、山県は、憲政党との一連の政治的対立から政府党の必要性を痛感し、国民協会を明治三十二年七月四日に解散させ、翌日、新たな政府党として帝国党を結成して、同年一月二二日から第一四議會に備えたのである。第一四議會において、山県は全一一四条からなる選挙法改正法案を二月一六日の樞密院審議を経て、同日、「世運ノ進歩ニ伴ヒ從來ノ實驗ニ徴シ本法改正ノ必要アルヲ認ム」との理由書を付して、前議會に引き続いて帝国議會に提出した。この改正法案は、九月二六日、西郷内相が閣議に請議した改正法案を原案とした。その内容は、前議

会において、予想と異なり貴族院がすべての市部独立選挙区を含んだ政府案を通過させてしまった状況を考慮し、それにかなり妥協した形で市部議員の急激な増加の抑制を試みたものであったが、「大體ハ第十三回帝國議會ニ提出シタル法案ト其ノ趣旨ヲ同フ」<sup>80</sup>する案であることから、「本と社会輿論の要望に応じて提出せられたりといふよりは、寧ろ政党に対する事情に出でしもの」<sup>81</sup>と評された。選挙権資格や被選挙権資格及び選挙区制に関しては、前議会で山県が提出した改正法案とほぼ同じであり、「官吏の議員兼職」を規定した条文は、第一四条の「三箇月」という文言及び第一七条の「前條ノ外ノ」の文言を除いて前案と全く同じであった。

第十三條（第二項） 政府ノ爲請負ヲ爲ス者又ハ政府ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ被選舉權ヲ有セス

第十四條 選舉事務ニ關スル官吏、吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十五條 宮内官司法官行政裁判所長官行政裁判所評定官會計検査官收税官及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 前條ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

衆議院本会議における第一読会は一月一九日に始まり、高津雅雄（憲政党）は第一四条の「選舉事務ニ關係アル官吏吏員」は「府縣ノ知事」「其選舉事務ニ關係スル所ノ府縣ノ官吏」「郡長市長町村長及其市役所ノ書記郡役所ノ之ニ關係スル吏員町村役場ノ吏員」を指すのかを確認し、一木喜徳郎政府委員（内務省参与官）は「サウ云フコトニナツテ居リマス」と答えた。本会議後、衆議院の審査特別委員会が一月二二日、翌三年一月一五日、二二日、二四日、二五日の五回開催された。前述の条文案案に対する議論は次の通りである。

まず、第一三条第二項については、重野謙次郎委員（憲政党）が「政府ノ請負ヲ爲ス者」の解釈について質し、一木は「大キナ建築デモ一事請負ツテ、ソレ切りテ請負セヌト云フ者デモ、ヤハリ政府ノ爲ニ請負ヲ爲ス者ト云フ

コトニナル」と答えた。<sup>83)</sup> また、星松三郎委員（憲政本党）は「選舉ニ與カル時ニ請負ハンデ居ツタナラバ宜シイ、請負フデアレバ行カヌト斯ウ云フ」解釈であるかと質したのに対して、一木は「請負ヲ爲スモノト云フノハ、實際ニ於テ請負ヲ爲シテ居ルモノデアリマシテ、請負ヲ終ツテシマヘバソレニハ當ラヌ」と答えた。<sup>83)</sup> この後、この条文案は原案通り可決された。

次に、第一四条については、高木正年委員（憲政本党）が条文案の「三箇月」について「政府ノ程度ヲ定メタ意思ヲ伺ヒタイ」と質したのに対して、一木は「此前ノ議會ニ提出致シマシタ時ニハ六箇月トナツテ居リマシタ、併シ實際ニ於キマシテ選舉ノ競争ヲ始メマスノハ、三箇月トシマシタ、六箇月ト云フノハ長キニ過グルト云フコトデ、三箇月ニ短縮シマシタ」と答えた。<sup>84)</sup> また、西原清東委員（憲政党）が「選舉事務ニ關係アル」という条文案について、「内務省ガ從來ノ此法律ニ就イテノ解釋ハ、若シ事務ノ實地ニ關係セズトモ法律上關係シ得ル資格ガアルナラバ、直チニ認メテ關係アル吏員ト看做シテ被選權ナキコトニナツテ」いることを示しながら、「正當ニ此立法ノ趣意カラ考ヘテ見ルト、事實上ノ關係アル官吏若クハ吏員ト解釋シテ妨ゲナイヤウニ考ヘル、然ルヲ法律上關係シ得ル處ノ資格アル多數ノ官吏吏員マデニ、此解釋ハ包含スルモノトスルト、頗ル區域ガ廣キニ失スルノ感ジアリマサガ、是非トモ左様ニ廣ク解釋シテ一切與ヘテハナラヌト云フノ理由ヲ持タシテアル」のかと質したのに対して、一木は「關係アリト云フノハ、職務上關係アル即チ單ニ關係スル權利ガアルバカリデナク、關係スルノ職務ヲ持つテ居ルモノヲ總テ含ム考」と答えた。<sup>85)</sup> 更に、西谷金蔵委員（憲政党）が「モウ少シ當局者ノ精神デハ明カニ書イテ、サウシテ此ヤウナ疑ヲ招ク廉ヲ少ナクナサルダケノ御考ハゴザイマセヌカ」という提案に対し、一木は「職務上關係ガアルヤ否ヤト云フコトハ、各自法律ノ解釋カラ出テ來マスカラ、疑ハ生ジナイ」と答えた。<sup>86)</sup> この後、工藤行幹委員（憲政本党）が「選舉事務ニ關係アルト云フ所ハ「直接ノ」ト云フ三字ヲ入レ」とする修正案を提出した。

また、利光鶴松委員は「選舉事務ニ關係アル官吏々員ハ其選舉區内ニ於テ」其次ニ於テ「府縣郡ノ官吏ハ其管轄區域内ニ於テ」斯ウ云フ意味ヲ入レル」という修正案を提出し、江藤新作委員（憲政本党）は「府縣郡ノ官吏ハ其所管區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス」以下ハ原文ノ通」との修正案を提出した。ここで、星亨委員長は「工藤君ノ説」の採決を取ったが、挙手者が少数で否決された。次に、「利光君ノ説」の採決を取り、挙手者が多数であったので、この修正案が可決された。<sup>87)</sup>

それから、第五条についてである。この条文案については、まず、西原清東委員（憲政党）が「収税官等ニ選舉權ヲ與ヘナイ理由」を質したのに対して、一木は「収税官ニ選舉權ヲ與ヘナイノハ、ヤハリ警察官ト同ジク選舉ニ干渉スル場合ガアツテ、職權ヲ濫用スル虞ガアル」と説明した。<sup>88)</sup> また、西原委員は「行政裁判所ノ評定官ト云フ中ニ、近頃ノ事實ニ依リマス卜評定官ノ選任、例ヘバ地方局長トカ參與官ト云フ御方ガ評定官ヲ兼任セシメルト云フ精神デアリマスガ、兼任ノ方モヤハリ被選舉權ヲ與ヘヌト云フコトデアリマスガ、若シ單ニ專任ノ評定官ニ限ルト云フ意味」かと質したのに対して、一木は「獨リ專任ノミナラズ兼任デモヤハリ被選舉權ハナイ」と答えた。<sup>89)</sup> 更に、田口卯吉委員（日吉俱樂部）が「會計検査官ヲ入レル」意味を質したのに対し、一木は「會計検査官ノ職務ハ、憲法ニ規定ノアリマスル如ク、議會ガ決算ヲ審査スル前ニ一種ノ裁判ヲヤツテ居ル、サウ云フ關係ガアルカラ」と説明し、利光鶴松委員（憲政党）の「檢事ハ這入ツテ居リマスカ」という質問には、「其趣意ヲ書イテアリマス」と答えた。これを受けて、利光委員は「檢事ガ這入ル趣意ナラ、判事檢事トシテ置イタ方ガ宜シイ」との修正案を提出し、多数の賛成を得て、利光委員の「修正ノ通り可決」された。<sup>90)</sup>

最後に、第一六条については、星松三郎委員（憲政本党）が「殊更ニ之ヲ設ケタト云フ理由」を質した。これに対して、一木は「或ル國ニ依ツテハ、官吏ガ議員トナルニ付イテハ別段許可モ要ラズニ、自由ニ議員ニナルト云フ

原則ヲ取ル所ガアル位デアリマスカラ、ソレ等ト違ツテ官吏ハ職務ニ差支ナイ限りハ、議員ニナルト云フコトヲ示シタノガ此條ノ趣意デス」と説明した。また、利光鶴松委員（憲政党）が「職務ニ妨ナイトハ、誰ガ區別シテソレカラ誰ガ選舉人ニ知ラセル」かと質したのに対して、一木は「詰リ議員當選シタ場合ニ上官ガ之ヲ許セバ宜シ、若シ許サナケレバ官吏ヲ止メルカ、或ハ議員ヲ止メルカ何レニカシナケレバナラスト云フ譚」であると説明した。<sup>91</sup>この後、市島謙吉委員（憲政本党）は「政府案ノ如クデアルト、ボンヤリシテ居ツテ、長官ガ勝手次第第二官吏ヲ議員ト相兼ネシムルコトヲ得ルト云フコトニナルト、随分場合ニ依リマシテハ、今後所謂天降り議員ト云フモノガ出来ルト云フコトニナツテ、實際ニ於テ弊ガアル」ので「矢張政務官事務官ノ區別ガ追々立タナケレバナラヌ」という理由から、「原案第十七條即チ修正案ノ第十六條ト云フモノヲ一緒ニ致シマシテ」「官吏ハ勅令ニ規定アルモノヲ除ク外議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」との修正案を提出した。この提案に対して、一木は「政府ハ同意ヲ表シマセヌ」と発言し、丸山嵯峨一郎（憲政党）は「既ニ第十三條選舉ノ事務ニ關係云々ノ規定モアリ、其次ニ宮内官云々ノ規定モアル、サシテ見レバコンナ曖昧ナル規定ヲ掲ゲル必要ハナイ」という理由から「十六條ノ一條ハ是ヲ削除ト云フコトニ致シタイ」との提案をした。ここで、星亨委員長（憲政党）は「市島君ノ修正説」と原案の採決を取り、両案とも挙手者少数で否決され、「十六條ハ削除」とされた。<sup>92</sup>

以上の委員会の議論を経て、明治三十三年一月二十九日、衆議院本会議において星亨が委員長報告を行い、前述の条文に関しては次のような説明を行った。

原案ノ十六條「前條ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限りハ議員ト相兼ヌルコトヲ得」是ハ削除ニナリマシタ此削除ノ意思ハ官吏ト議員ト兼ヌルコトヲ得ナイト云フ意味ヲ削除ニナツタ精神ニ於テハ十六條ヲ削ツタノハ總テノ前條ノ外ノ官吏モ尚ホ議員ヲ兼ヌルコトガ出来ナイト云フ意味ヲ削ツテアルト云フコトヲ御承知ヲ願ツテ置カヌト、將來解釈上ニ於テ即チ除外シ

タルモノハ除外以外ノ者ハ這入ッテ居ラヌト云フヤウナ法律ノ解釈ガアツテ十五條ニ這入ッテ居ラヌ者ハ總テ官吏ト雖モ兼  
 ネルコトガ出來ルト云フヤウナ議論ガアツテハ困ルト考ヘマスカラ、一應是ハ念ノタメニ御注意申シマス即チ十六條ヲ削ッ  
 タ意味ハ十五條以外ノ官吏ハ議員ヲ兼ネルコトガ出來ナイト云フ趣意デ削ツタト云フコトヲ申シテ置キマス

この報告に対して、市島謙吉（憲政本党）は、「第十六條、前條ノ外ノ官吏云々ト云フ一項ヲ削ツタ解釈ニ附イ  
 テ私共ハ委員會ニ於テ星君ノ今報告セラレタトハ丁度反對ノ意味ニ取ツテ居ッタ」と述べ、高木正年（憲政本党）  
 も「官吏ハ兼ネルコトヲ得ルト云フ意旨デ削ラレタ」と発言していることから、委員会での議論は、官吏の議員兼  
 職は可能であるとの文言解釈を採っていたと思われる。続いて、第二読会に入り、第一四條については、星亨から  
 「選舉事務ニ關係アル」という文言の上に「直接ノ」という三文字を入れる修正案が出され異議なく賛成された。  
 「政府案ノ第十六條」については、市島が「原案ノ第十六條ハ修正案ニハ削ラレテ居リマスルガ本員ハ原案ニ遡リ  
 マシテ一ノ修正ヲ致シタイ」と述べ「政務官ト事務官トノ區別」という観点から「官吏ハ勅令ニ規定アルモノヲ除  
 クノ外議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」という条文修正案を提示した。これに対して、丸山嵯峨一郎（憲政党）は「選  
 舉法ニ於テ其當然ノ職務トシテ妨アルモノハ第十五條第十四條掲ゲテアル其外ノモノニ附イテ「妨ナキ限り」ト云  
 フコトハ甚ダ明瞭ヲ欠クノデアルカラ是ハ寧ロ十六條ヲ削ツタ方ガ體裁モ宜シ」と反対意見を論じた。ここで、片  
 岡健吉衆議院議長（憲政党）は「市島謙吉君ノ修正説」について採決を取り、起立者多数により市島の修正通りに  
 決定した。この後、一月三十一日に第二読会の続き及び第三読会が行われ、改正法案は同日貴族院に回付された。  
 貴族院本会議での第一読会は二月七日に行われ、第一四條・第一五條及び第一六條が次のように修正されてい  
 た。<sup>83)</sup>

第十四條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル

者亦同シ

地方ノ官吏、吏員ハ其ノ管轄区域内ニ於テ亦前項ニ同シ

第十五條 宮内官判事檢事行政裁判所長官行政裁判所評定官會計検査官收税官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 官吏ハ勅令ニ規定アルモノヲ除クノ外議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

本会議での第一読会後、改正法案は特別委員会に付託され、委員会は、二月八日、一〇日、一四日、一五日の四回開催された。条文書の論議を行う前に、一木政府委員は、第一六条の政府案修正の趣旨について、「是レハ衆議院ノ委員會ニ於キマシテ或ル議員カラシテ元來今既ニ立憲政治ヲ行フ以上ハ政務官事務官ト云フモノノ區別ヲ明カニシナケレバナラス、デ事務官ノ如キハ議員ト相兼ニルコトハ出來ヌト云フコト併ナガラ總テ官吏ガ出來ナイト云フコトニナツテハ困ルカラシテ事務官トモ稱スベキモノハ勅令デ定メテ是ダケハ議員ト相兼ヌルコトガ出來ナイヤウニト云フコトデ、所ガ又反對ノ議論ガ出マシテ此十六條ハ全部削除シテ仕舞ハウト云フコトニナリマシテ到頭全部削除ガ委員會ニ成立チマシテ本會ニ報告ニナリ、本會ニ於キマシテハ又此朱書ノ通りニ「勅令ニ規定ノアルモノヲ除ク外ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」ト斯ウ云フ規定ニ致シマシタ。政府ニ於キマシテハ矢張り原案ノ通りニ官吏ト雖モ職務ニ妨ノナイ限りニ議員ト兼ネテ差支ナイノミナラズ、官吏ノ經驗ノアリ且ツ學識ヲ具ヘテ居ル者ガ議員ノ中ニ加ハツテ居ルコトハ或ハ議事ノ上ニモ大變ニ都合ノ宜イコトガアルカモ知レス、ソレデ此濫用ト云フコトハ決シテ恐ルルニ足ラヌコトデアルカラシテ十六條ハ政府案ニ復活セラレムコトヲ希望イタシマス」との説明を行った。<sup>94)</sup>この説明の後、前述の条文案に対する議論が行われた。<sup>95)</sup>

まず、第一四条については、子爵谷干城委員が「直接ト云フ字ヲ入レタ」理由を質し、一木は「直接ノ」三字ヲ入レマシタノハ「關係アル官吏」ト云フトドコマデノ區域カ分ラナイト云フ論デ、ソレデ「直接ノ」ト云フ字ヲ

入レタナラバ餘リ區域ガ廣イモノデナイト云フコトガ分ルト云フ主意」であると説明した。また、都筑馨六委員は「關係アル官吏」ト云フコトハドコマデ往キマスカ「直接」ト書イタ處ガ矢張分ラナイガ、内務省ノ官吏ナドモ監督ヲ持ツテ居ルカラ「關係アル官吏」ト云フノデアリマセウカ」と質したのに対して、一木は「監督事務ハ含マヌ積デアル、選舉事務ニ關係アリ投票ニ干渉スルトカ或ハ選舉ヲ管理スベキ職務ニアル官吏ノ意味」であると説明した。そして、伯爵清棲家教委員が「衆議院デ修正ニナツテ居リマスガ、是ハ矢張り政府原案ノ方ガ宜カラウト考ヘマス」と意見を述べ、松岡康毅委員も「清棲伯ノ修正説ニ賛成」するとの意見を述べ、「直接ノ」トアリマスト例ヘバ郡長ハ色々トヲ直接ニスルガ郡書記ハ直接デハナイ、郡長ノ命ヲ受ケテスルトカ或ハ參事會員ハ間接ダトカ色々逃ゲルコトガ多く出来」という理由から「政府案同様ニ「直接ノ」ノ三字ヲ削ル方ガ宜カラウ」と主張した。ここで、侯爵黒田長成委員長は「清棲伯ノ政府案復活ニ御異議ハゴザイマセヌカ」と発言して異議なく可決した。

次に、第一五条については、都筑馨六委員が「判事檢事ト云フコトニ司法官ト云フ字ガ改ツタ」理由を質したのに対して、一木は「司法官ト云フ言葉ハ餘リ用井テナイト云フコトデアリマシタ、併シ司法官ト申セバ判事檢事ヲ含ムモノデアルト云フ譯デ政府案ハ書イタ譯デアリマス、併シ判事檢事ト云フ方ガ明ニナルト云フ譯デ書イタ」と説明し、この条文は「衆議院ノ決議通り」に決議された。

最後に、第一六条については、伯爵清棲家教委員が「是モ矢張政府案ニ復活シタイノデス、是ハ勅令ニ委シク置クト云フコトハ餘リ宜シクアルマイト思ヒマス、随分勅令デアリマスルト時ト場合ニ依ツテ種々ナル弊害ヲ生ズルカモ知レマセヌ、又其時ノ政府ノ考デ種々ノ改正モ出来マセウト思ヒマスカラ、矢張り是ハ政府原案ニ復活シタイト云フ考デアリマス」と提案し、黒田委員長が「政府案ニ御異議ハゴザイマセヌカ」と発言して、異議なく可決さ



れたのである。

以上の委員会議論を経て、二月一九日、貴族院本会議で特別委員長報告及び第二読会がなされた。冒頭、特別委員案が示され、条文は次のように修正された。

第十四條 選舉事務ニ直接ノ關係アル官吏、吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十五條 宮内官判事檢事行政裁判所長官行政裁判所評定官會計檢査官收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 前條ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

この特別委員案は同日可決されたが、衆議院で不同意とされ、二月二三日、両院協議会で可決された。この法案は直ちに枢密院に回付され、小牧昌業枢密院書記官長が法案審査を行い、三月一六日に「大躰ニ於テ曩ニ院議ヲ經タル衆議院議員選舉法改正法律案ノ主義ニ反スルモノニ非サルヲ以テ本案ハ可決セラレ可然」<sup>(96)</sup>とする審査結果を黒田枢密院議長に報告した。これを受けて、三月二〇日に枢密院審議に再び付され、「總起立」<sup>(97)</sup>により可決された。この結果、伊藤の強く望んだ市部独立区の問題以外は、有権者の納税資格などで議會制度を大きく変革することを望まない山県の意向が多く反映された全一二条からなる選舉法が、明治三十三年三月二九日、法律七三号として公布されたのである。

「官吏の議員兼職」に関する条文は前述通りに可決され、被選舉權を有さない官吏の範圍が若干変更されたが、原則として明治二二年選舉法と同じ兼職可能の考え方を再度採用した。また、日清戦争以後の産業革命の進展によって都市商工業者が成長をとげたことと照応して成立した明治三十三年選舉法は、選舉權を年齢二十五歳以上、直接国税一〇円以上を納める者に付与し、被選舉權の納税資格は無条件とし、選舉区制は小選舉区制から大選舉区制と

した。議席割当に関しては、人口数に応じて全国一律に定めていたのを郡部では人口約一三万人につき一名、市部では人口三万人以上の場合には少なくとも一名の議員を選出することとし、議員定数は明治二二年選挙法よりも七六名増加の三七六名とした。<sup>88)</sup>

注

- (1) 審議内容は『枢密院議事録』第七卷一四頁。
- (2) 小山博也『明治政党组织論』（東洋経済新報社、一九六七年）二〇〇頁。
- (3) 「總撰擧に對する國民の覚悟」『國民之友』三六六号（明治三二年二月一〇日）。
- (4) 「候補者の猛省」『日本』三〇三六号（明治三二年二月一八日）。『陸羯南全集』第六卷三〇頁。
- (5) 晨亭会編『伯爵伊東巳代治』上卷（晨亭会、一九三八年）二八六―二九五頁。
- (6) 高瀬暢彦編『松岡康毅日記』（日本大学精神文化研究所、一九九八年）二三九頁。
- (7) 同前書二四二頁。引用文中の「井上」は、井上友一司法次官を指す。
- (8) 『衆議院議事録』第一三卷五四―六二頁、一九六―二二五頁、二二九―二四四頁。
- (9) 『公文雜纂』明治三一年・第一。
- (10) 三谷太一郎『明治期の枢密院』（『枢密院議事録』第一五卷）一四頁。
- (11) 林田亀太郎『選挙法改正に就て』『國民之友』三七一号（明治三一年七月一〇日）。当時、衆議院書記官長であった林田は「官吏にして議員を兼ねるより生ずる各種の不利不便は實に英國に於て今世紀の初まで實驗したる所なり政務官事務官の別生して以來之を兼ね得る官職の數を減じ僅に之を避くるを得たれども我邦にては未だ此の種の區別なし、故に一切兼ねることを得ざ

- ること、せり」と説明している。これより前、林田は「衆議院議員選挙法改正意見」を『国民之友』一九八号（明治二六年八月三日）・二〇一号（九月三日）・二〇三号（九月二三日）に、「衆議院議員選挙法改正私案」（全一〇九条）を同年一〇月三日の『国民之友』二〇四号に特別寄稿している。林田は、「改正意見」において「選挙法ヲ定ムルノ標準ハ真正ナル國民ノ代表者ヲ得ルニアリ」と位置づけ、選挙人の資格を「全國ノ智識ヲ代表スル者ハ仍士族ニ多シ」との観点から「余ハ地租ハ五圓所得税ハ三圓ヲ以テ納税ニ必要ナル資格トナリシタリ」（改正私案第七条）とし、「官吏の議員兼職」については、「改正私案」第一〇条で「政府ヨリ俸給ヲ受クル官吏」は「被選人タルコトヲ得ス」としている。
- (12) 『衆院委員会議録』第一〇卷三四七頁。
- (13) 同前書三四八頁。
- (15) (16) (17) (18) 同前書三四五頁。
- (19) (20) 同前書三四九頁。
- (21) (22) 同前書三四六頁。
- (23) 『貴族院議事録』第一三卷二二九—二三八頁。
- (24) 前田運山『原敬』（時事通信社、一九五八年）三六頁。松岡康毅内務次官は、憲政党という「新政党ハ、所謂実業家等ノ発起ニ係ル、彼等ノ多ハ、株家之類ナリ、一時経済上ノ利益ヲ得レハ、能事終レリト為シ、決シテ永久政治上ノ意見アルニ非ス」「到底政党ハ、卒爾心得ヘキニ非ス、又来従者ハ、即時金錢ノ利益、又ハ官職之分与ヲ願フノ外ナシ」と評している。高瀬編・前掲書二四六頁。
- (25) 『伊藤博文伝』下卷三七〇頁。
- (26) 同前書三七七・三七八頁。
- (27) 霜尾豊一「隈板内閣の成立と伊藤博文」(一)(二)『明治文化』第一四卷第一〇号・第一一号、一九四一年。山県は憲政

党内閣成立後、「本朝政海一大変動、遂に明治政府は落城して政党内閣と為りたる変化の真相は追々報知にて御了承の事と不贅候。敗軍之老将再び談兵の必要は無之、隠退之外無之と存候」と述べる。岡義武「山県有朋」(岡義武著作集)第五卷)五五頁。

(28) 「要職の濫授」『国民之友』三七二号(明治三十一年八月一〇日)及び伊藤之雄・前掲書二五〇・二五一頁。

(29) 審議内容は『枢密院議事録』第七卷一一一―一二三頁。

(30) 伊藤之雄「立憲国家の確立と明治国家―内政と外交 一八八九―一八九八年―」(吉川弘文館、一九九九年)二四九頁。

(31) 司法官である山田喜之助(司法次官)は、法律の許す所に従って東京府下第三区(京橋区)の候補となったが、衆議院議員選挙法第九条は「官吏(裁判官と警察官)の職権は選挙に於ける取締又は訴訟に関係あること其の理由」として被選挙権を禁じられているのに、「此の二官の間に居るものと目せらる、検事は、他の官吏と均しく被選挙権を禁ぜられざるが如き、甚だ怪むべし」として「山田氏の候補者たるを批難する」声が存在するが、陸は「要するに問題を煎じ詰れば唯だ官吏の徳義を疑ふに帰す」と論じた。「選挙法と官吏」(明治三十一年八月一日、三二二四号)『陸羯南全集』第六卷一一〇―一一二頁。

(32) 宇野俊一校注『桂太郎自伝』(平凡社、一九九三年)一九九頁。

(33) 山県は憲政党との提携以来、同党操縦のために少なからぬ金銭を費やし、山県が金銭をもって議会操縦を試みたことは、当時の世上でも物議を招いた。費やした金額の総額は宮内省から支出した九八万円であった。岡・前掲書六一頁。

(34) 川原次吉郎『桂太郎』(時事通信社、一九五九年)五四頁。

(35) 『公文雑纂』明治三十一年・第二九卷。

(36) 『公文雑纂』明治三十二年・第一三卷。

(37) 松岡康毅行政裁判所長官は、明治三十一年二月二日の日記に「選挙法ハ、余等ハ、議員トシテ、一選挙区ハ非ナリト主張セン、平田、自己一人ハ全ク同意ナリ、只政府トシテハ、厳然固守セン、但、委員ハ一木ニ任スル積」と記している。平田と

は、山県有朋の姪婿平田東助を指す。高瀬編・前掲書二五一頁。

- (38) 『枢密院決議』一・明治三十二年二月六日決議。
- (39) 『衆議院議事録』第一五卷三三三・三三四頁及び『衆議院議事録』第一五卷四八二―四九二頁、五〇四―五二二頁。
- (40) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『山県有朋関係文書』。
- (41) 内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会議史録1』（第一法規、一九九一年）二三八頁。
- (42) 『衆院委員会議録』第一三卷一三二頁。
- (43) 同前書一七〇・一七一頁。
- (44) (45) 同前書一七一頁。
- (46) (47) (48) (49) 同前書一三三頁。
- (50) 同前書一三二頁。
- (52) (53) (54) 同前書一七二頁。
- (55) 同前書一七六頁。
- (56) 『貴族院議事録』第一五卷四九二―四九六頁、七一一―七二六頁。
- (57) (62) 『貴院委員会速記録』第八卷三三六頁。
- (58) (59) (60) (61) (63) 同前書三三八頁。
- (64) (65) (66) 同前書三三九頁。
- (67) (68) 同前書三四三頁。
- (69) 『枢密院議事録』第七卷二一一―二二三頁。
- (70) 同前書二一四頁。

- (71) 同前書二四九―二五六頁。山県首相は、法案提出の理由を、「二十七八戦役以後ニ於テ物價著シク騰貴」したることと「歳費ヲ増加スレハ從テ獵官ヲ防クコト」にあると説明し、この法案は起立多数で可決されたのである。
- (72) 『衆議院議事録』第一五卷六六〇頁、六八三―六八九頁。これ以後、議員歳費増額の議院法改正は、第二次桂内閣時の明治四三年一月に試みられるが実現せず、大正九年二月、原内閣時に五割増額という形で約二年ぶりに実現する。明治二年の議院法案（歳費六〇〇円）は第二読会で異論が出され、一二〇〇円に修正可決された。この後、明治二年の再審会議において衆議院の議員数を加味して、八〇〇円に再修正された。『枢密院議事録』第二卷二四二―二五〇頁。
- (73) 陸は、「三勅令を発したるの理由は、行政官の選叙と其の地位の安固とを図りて、以て行政事務の萎靡を回へすに在りてといふと雖ども、其の傍生の結果や自から政党内閣の成立を妨げ、タトヘ成立を妨げざる迄も、政党内閣の持続を難うする」と分析している。「政党界の将来（再）」『日本』三四四四号（明治三三年四月二日）。『陸羯南全集』第六卷二四五頁。また、この文官三法成立後の大正年間に、政党は文官分限令第一条第四項の「官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」によって、盛んに官吏の休職処分を行った。蠟山政道「近代官吏制度の発達」『法律学大系法学理論篇五三』（日本評論社、一九五一年）三八頁。
- (74) 『枢密院決議』一・明治三二年三月二五日決議。
- (75) 『枢密院議事録』第七卷二五九頁。
- (76) 憲政党は、秋に行われる府県会選挙に政府与党として臨むことを有利と考え、山県内閣との提携決裂を欲していなかった。岡・前掲書六二頁。
- (77) 『枢密院決議』一・内閣書記官長各省官房長及警視總監ノ任用及分限ニ關スル件。
- (78) 『枢密院議事録』第八卷二〇七頁。
- (79) 『衆議院議事録』第一六卷一五二―一五九頁、二七〇―二八九頁、二九五―三三三頁。

- (80) 『公文類聚』第二四編・明治三十三年・第二卷。
- (81) 「宗教法及選挙法」『日本』三七四〇号（明治三十三年一月三日）。『陸羯南全集』第六卷四二五頁。
- (82) (83) 『衆院委員会議録』第一五卷二四八頁。
- (84) 同前書二四一頁。
- (85) 同前書二五〇頁。
- (86) 同前書二五一頁・二五二頁
- (87) (90) 同前書二八八頁。
- (88) 同前書二五六頁。
- (89) 同前書二五七頁。
- (91) 同前書二四九頁。
- (93) 『貴族院議事録』第一七卷三三二―三四五頁、六一〇―六三五頁。両院協議会の議論は、同書七二二―七二七頁。
- (94) 『貴院委員会速記録』第一〇卷二九九頁。
- (95) 同前書三〇四・三〇五頁。
- (96) 『枢密院決議』一・明治三十三年三月二〇日決議。
- (97) 『枢密院議事録』第八卷一六五頁。
- (98) 明治三三年選挙法の施行規則は、明治三四年七月二〇日、内海忠勝内相が取調案を閣議に提出したことで議事日程が上がった。そして、八月一三日に、奥田義人法制局長官の「請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム」との報告を受けて閣議決定し、九月二五日の枢密院審議可決を経て、勅令一八六号として公布された。『公文類聚』第二五編・明治三四年・第一卷。枢密院審議の内容は、『枢密院議事録』第九卷五三一―六〇頁。施行令の第三三条は直接国税の種類を規定しており、該当するものは地

租・所得税・営業税の三種類とした。この第三条は、明治四四年四月二八日の枢密院審議で売葉営業税を附加されている。『枢密院議事録』第一四卷二六六・二六七頁。売葉営業税は、明治三八年法律七一号の「売葉税法」に基づいたものである。